

平成27年9月中川村議会定例会議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

5番 中塚 礼次郎

（1）マイナンバー制度について

2番 湯澤 賢一

（1）望岳荘を中心とした東地区の問題について、村のバランスのとれた発展の観点から村長の考えを聞く

（2）放課後や長期休暇の子どもの安全と居場所について

4番 鈴木 絹子

（1）有害鳥獣の被害を少なくするために抜本的な対策を講じることはできないか。

（2）著しい勢いで繁殖している帰化植物の駆除について、村での積極的な取り組みができないか。

8番 大原 孝芳

（1）人口減少にどのように立ち向かうのか。

（2）PFI（公共事業を実施するための手法）事業について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成27年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年9月9日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
5番 中塚礼次郎議員。
- 5番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしましたマイナンバー制度について質問をいたします。
昨日、村の条例も改正されたということですが、国民の各種個人情報を個人番号、マイナンバーによって結びつけ活用するマイナンバー制度の導入に向け、今秋の10月の5日から、住民一人一人に付された個人番号、これは国が市町村を通じて個人に付番するものでありますが、それが通知されます。通知カードの発送が開始されるわけですが、一つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけ活用する番号制度は、利便性が強調されております。強調されておりますが、個人情報が容易に名寄せ、集積されるということであり、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらす制度と考えます。
国は、2013年より番号制度について周知のための広報を実施してきてはいますが、住民のナンバー制度に対する理解はほとんどされていないのが現状であります。
住民にとってナンバー制度とはどんなものなのか、メリットやリスクはどうなのか、村として制度の内容の周知が必要だというふうに考えますが、具体的な周知への取り組みがあればということで質問をいたします。
- 総務課長 それでは私のほうから答弁をさせていただきますけれども、マイナンバー制度の周知のため、村では、広報7月号及び6月号で概要を、それから、10月以降に、住民にそれぞれマイナンバーが記載された通知カードが送付されることから、今月発行する9月号では通知カードを確実に受け取り保管していただくことに重点を置いた啓発を行う予定であります。
また、ケーブルテレビでは、文字放送により8月10日から10月上旬まで通知カードが送られることや利用のされ方などを流しているとともに、自主番組では、政府広報のDVD、マイナンバー個人向け編を8月19日から25日まで、同じく法人向け編を9月2日から8日まで放映いたしました。
内閣府が9月3日に発表したマイナンバー制度に関する世論調査によりますと、内

容まで知っていたとの回答は 43.5%であり、内閣府の担当者は 10 月からの通知カードの発想に合わせて新聞やテレビで効果的に情報発信したいとのことであり、国の制度であり、また、国での利用も多いことから、国によるこのような情報発信に期待するところでもあります。

○5 番 (中塚礼次郎) 主には、国のそういった情報発信を期待するという、今、課長の答弁であります。住民にとっては非常に心配なところがたくさんあって、例えば、住民票は中川にあるけれども、ほかで生活している人のものをどうするか、例えば、家庭内の虐待とか、そういうふうなことで、どこに住んでいるっていうことを知られたくないっていう家庭もあったりということで、そういった場合の対応のナンバーカードを発行するまでに、いつ幾日までに、そういう通知は行政のほうへ連絡をしるということで、そこで発送についてやっていくっていうふうなことが、多分、通知されているというふうに思うんですが、そういう点はどうですか。ただ、一般のテレビや、そういった新聞やなんかの簡単なことで村民の人が理解でき、なかなかできのじゃないかというふうに思うんですが。

○総務課長 今おっしゃられたように、現実的に、そこに住んでいない場合、ただし、これらにつきましても、一応、例が示されております。東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方、それから、DV、ストーカー行為等、あるいは児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方、それから、長期間、医療機関、施設に入院、入所されている方、こういった方には、確実にお手元へこの通知が届くように居所情報登録申請書というのがございますが、これを 9 月 25 日に出していただくようになっております。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 9 月 25 日というと、この議会が終わってわずかの日しかないということで、そういうことの周知がいち早く、やっぱり対象となる住民の方たちに知らせるというふうなことが非常に大事だというふうに思うわけでありまして。そういう点では、村としては具体的な説明の場とかいうことは設けないけれども、広報やマスコミや、そういうものも国でやる周知も含めてやっていきたいということだというふうに思いますが、当然、村へも、このナンバー制度が始まるといろんな問い合わせがあるというふうに思いますが、しっかり、その点は落ちのしないように対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは続きますが、国民一人一人の原則不変の個人番号を付番して、個人情報によって容易に照合できる仕組みをつくるということは、それを活用する側にとっては極めて効果的な制度であることは確かであります。

反面、プライバシーの侵害や成り済ましなどの犯罪を常態化するおそれがあること、それから、共通番号システムは、初期段階 3,000 億円ともされる巨額なプロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続けるということ、それから、税や社会保障の分野では徴税の強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないというふうに考えられるわけでありまして、そ

の点について村はどのように捉えているかお聞きいたします。

○総務課長

今まで各機関で管理しておりました個人情報、引き続き当該機関で管理し、必要な情報を必要なときだけやりとりする、いわゆる分散管理の仕組みを、このマイナンバー制度では採用しております。マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはありません。また、そこから個人情報がまとまって漏れることはないといった制度、システムの両面からさまざまな安全策が講じられております。

また、故意にマイナンバー付の個人情報ファイルを提供した場合などは、重い罰則も適用されます。

また、マイナンバーを使って社会保障や税などの手続を行う際には、個人番号カードや運転免許証などの顔写真付の身分証明書等により本人確認を厳格に行うことが法律で関係機関に義務づけられております。マイナンバーだけで手続を行うことはできませんので、それだけでは悪用されないと国のほうでは説明しております。

○5 番

(中塚礼次郎) プライバシーや情報が漏れるというふうな、個人情報が漏れるというふうなことについて、今、お答えがあったんですが、この税、税金に関することや社会保障の給付の削減というふうなことが、私は大変、非常に懸念される、手段になりかねないというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。

○総務課長

質問の中に徴税強化というふうなお言葉がありますけれども、本来、国民の皆さんには納税義務というのがございます。本人の所得、収入なりを適正に申告すべきものというふうに理解するものでありますけれども、現実的には、不申告、あるいは所得隠しが行われている、こういう実態がございます。そんな中で、今回のマイナンバーの利用では、国税分野での利用というものも非常に多いわけですが、基本的には、正しく納税されている方にとっては何ら課税強化にはならない、それから、正しく申告されている方にとっては、今まで社会保障給付等をされている方にとっては、何ら変わりがないというふうにこちらでは判断しております。

○5 番

(中塚礼次郎) この徴税の強化や社会保障の給付の削減に結びつくんじゃないかということは、私が言うだけでなく、国民の中でも大多数の多くの人たちが、そういった心配をしているんじゃないかというふうに思いますが、行政側の答えとしてはやむを得ないかなあというふうに思いますが、私は、その点を非常に懸念しております。

次に、マイナンバーで管理される個人情報は、現在は社会保障、税、災害の3分野、98の行政事務であります。政府や産業界は対象情報の拡大、カードの利用の拡大に躍起になっているというふうな現状であります。スタート前から利用拡大のための法案を国会に提出いたしました。6月の1日に、皆様、御承知のように、公表された年金機構の情報漏えい事件をきっかけに参議院で審議がストップに追い込まれておったわけであり。しかし、3日の衆議院の本会議で利用範囲を拡大する法案と個人情報保護法の改正案が可決され、成立いたしました。改正の法案では、プライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定検診情報なども利用対象にするもので、個人の金融資産全般に国の関心が強まることやプライバシー侵害が大変不安視されております。預金に番号をつけるには利用者の同意が必要ですが、政府は、金融機関に付与を促し、

21年度以降は義務化することを目指しております。政府は、税務当局などが国民の資産状況を正確に把握し、脱税や年金の不正受給を防ぐことを目標ととしていますが、消費団体などからは、個人資産への国の関心が強まるということで懸念がされております。

マイナンバーの利用範囲拡大で情報が流出するリスクが高まるということで指摘も出ております。

また、個人番号と基礎年金番号を連携させる時期については、最長で17年11月まで延期となりましたが、公的機関による人権侵害の個人情報収集や国民監視が繰り返されており、マイナンバー制度は、その危険を高めるもので、私は警戒する必要があるというふうに考えますが、その点をどのように考えるか、お願いします。

○総務課長 私どものほうへ国から提供されている資料等を見る中では、ただいまおっしゃられたように公的機関による人権侵害の個人情報収集や国民監視が繰り返されるというような懸念についてはないというふうに思っております。国では、それなりに法的な規制をかけている、この法律どおり実施されれば、そういった危険性はないというふうに思っております。したがって、ただいまのご質問に対しましては、ちょっと答弁のしようがございませんので、ご了承をお願いいたします。

○5 番 (中塚礼次郎) 課長の答弁、納得というか、わかるわけですが、非常にその危険性の高いという警戒心を持って業務に当たるといふ、そのことが私は非常に大事だといふふうに思います。このものは安心だといふふうなことで業務を遂行するのではなくて、間違えば、そういった危険はあるぞといふふうなことで、例えば、年金の基礎年金番号が漏れたといふふうなことは、誰もが考えておらなんだわけではありますが、非常に、あの件でもわかるように、非常に危険性があるということでもありますので、ぜひ、そういった面は、全く安心だということではなくて、そういう危険はあり得るよといふふうなことで、警戒心を持って仕事に当たっていただきたいというふうに思います。

○総務課長 今、おっしゃられたことは、当然、村として業務を行う上では、当然なことでもあります。

先日ありましたような国の年金情報の流出ですけれども、システム上、外部とつながるインターネット回線等、それから、そういった情報管理の部分が同じ同一のプログラムの中で処理されていたというようなことが大きな問題かと思えます。

村の場合では、まず、インターネットを初め、私たちが文書をつくったりとか、そういう分野と、それから情報センターとつないでいるデータとか住民基本台帳だとか、そういった業務は、基本的に切り離しております。机の上で同じコンピューターで、同じ端末で見ることはできるんですけれども、それは個人個人に与えられたカードを使って切り分けて使っている、それから、役場の職員がすべて住民基本台帳とか税台帳を見られるという仕組みにはしてございません。職員ごとに、職務上、必要な範囲しか見られないように規制をかけております。村では、そういう安全措置をとりながら事務を行っております。国、あるいは関係機関のほうまでは、私どもは承知しておりますが、村のほうでは、とにかく個人上のほうの流出等のないように、いつも細

心の注意を払って事務に当たっております。

また、こういう事務の遂行上、やはり職員個人個人のモラルというものも大変重要になってまいります。そんな中では、職員に対する指導等もしっかり行いながら当たっていきたいというふうに考えております。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長の答弁で、多分、CATVを見ている方は、心配な点では、今の説明で、ああ、大丈夫なんだなというふうな気持ちに、というふうになったかなというふうに感じます。

次に、個人番号は、事業者などが税務署などに提出する源泉徴収票などの法定調書に記載することが求められております。国民の一人一人の収入の精細な把握を進めよう、進めるとしているわけでありますが、制度の導入のために投入されるこれからの経費の総額は3,400億円を超えと言われております。番号制度の費用が巨額な税支出に加えて、さらに民間の負担が求められており、内閣委員会の審議では、マイナンバー制度の安全対策を徹底するよう政府に求める意見が相次ぎ、番号通知が始まる10月までに窓口となる自治体が万全な情報セキュリティ対策をとるように政府が指導していることも確認されております。マイナンバー実施に伴うセキュリティ費用や新たなシステム対応への負担は、自治体はもとより圧倒的多数の事業者、とりわけ中小企業にとって、これは事実上のマイナンバー増税になるのではないかというふうに私は考えるわけでありますが、村のセキュリティにどのくらいの費用がかかるかというふうなことや、中小企業が、今、大変経営も厳しいわけですけれども、そういったものの対応をしていくための負担というふうなことについて、非常に心配され、増税に近い、マイナンバー増税というふうなことになるのではというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長 マイナンバー制度の実施に伴う村のシステム、マイナンバーにかかわる部分は、これ、上伊那広域連合で行っている情報センター、こちらのほうへすべて集中しておりますので、その改修は現在までに、26年度から現在までに完了しております。これにつきましては、国等の指導による必要なプログラム、あるいはセキュリティ、こういったものをすべて完備しておりますけれども、ちょっと、セキュリティ分野だけの費用というのは明確ではございませんが、要は、上伊那郡下8市町村で負担金として費用を拠出しまして整備に当たっております。

それから、もう一方、事業者のほうでありますけれども、特に事業者で一番関係する部分は、税務署関係の法定調書の提出、この作成だと思うんですけども、データの入力や調書の作成を自前で処理されている場合にはシステムの改修が必要となると思われませんが、税理士へ委託や、あるいは手書きで行っている場合は、システムの対応はないというふうに思っております。

しかし、マイナンバーは源泉徴収票などの税関係の法定調書だけではなく、雇用保険や厚生年金、それから健康保険等の手続にも必要であり、従業員やその利用家族のマイナンバーを事業所では管理しなければなりません。インターネットによる機密情報や個人情報の流出といった事故が非常に発生している中では、マイナンバーに限ら

ず、事業者は事業所で保有している情報の流出防止のために十分なセキュリティー対策を講じる必要があるというふうに考えます。すなわち、マイナンバーに限らず、常日ごろから、そういったセキュリティー対策を講じる必要が十分あるというふうに認識しておりまして、特に中川村内は、恐らく、多くのところでは税理士等への委託、あるいは手書きでやっている、そういった中では、影響は少ないのではないかとこのように見ております。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから、そういった中小企業者に対する負担は少ないのではないかとこのことでありますが、実態がちょっとわかりませんので、全国では、こういったことで、非常な増税になるのではないかとこのことで、非常に心配の声が上がっております。

10月には、5日からですが、先ほども言いましたように、住民票を持つすべての国民への番号の通知がスタートするということで、来年の1月からマイナンバーのシステムの稼働が始まるわけでありまして、住民票を持つすべての国民に強制的に付番される制度であります。それを拒否することはできません。通知カードを受け取り拒否で返送しても意味がないということでありまして、むしろ、今後、さまざまな手続に支障が出るので、受け取らざるを得ないということでありまして。

ただし、課長のほうからも、さっき話が出ておりますが、ICチップが内蔵された写真付の個人番号カードは、所有は強制ではなく、プライバシー保護に取り組む市民団体や弁護士からはICカードを申請しないよう呼びかけられております。

政府は、ICカードの普及のために、今後、健康保険証をICカードに組み込む計画を立てていると言われておりますし、今朝の報道でも、今度、消費税が10%になるわけでありまして、その10%の増税に対して、負担軽減策として消費税の還付がされるわけでありまして、これをマイナンバーカードと結びつけてカウントできるように、今、検討が進められております。この点でも、消費税が10%に上がって、スーパーなどで食料品を買う場合に、還付金、10%の消費税が食品にはかからないというふうなことがあれば、消費は大きく落ち込むことはないということですが、それまでは10%の消費税を払って食料品を買うということで、還付の実感が全然わからないというふうなことで、もう、消費が落ち込むということも心配されておりますし、また、スーパーやレジを扱う業界では、スーパーなどでは、もう、レジは新たに更新しなければ対応できないというふうな、もう、経営を直接圧迫するような方向だということ、既に反対の声も上がっておりますが、これは、これからどうなるかというふうなことですが、そういった意味で、この利用範囲の拡大がどんどん進められているということでもあります。

10月の5日に配られる紙製の通知カード以上に、この個人情報流出の危険を伴うものであって、こうした計画には反対の声を上げていくべきだというふうに私は考えるわけですが、行政としては、国の方針だからやむを得ないという対応は想像が付きませんが、その点について。

○総務課長

まず、国民健康保険証の問題ですけれども、国民健康保険証をICカードへ組み込むことにつきましては、昨年6月に閣議決定がされているということですが、詳細は示されておりません。今後、マイナンバー法の改正や医療機関等への端末の配置、そういったこともございますので、それなりの期間は必要と思われれます。今後の動向を注意していく必要があるかと思えます。

それから、消費税の還付にカードを使うという、こんなのも、急遽、上がってまいりましたけれども、これ自体につきましては、国の施策でございますので、村として、ちょっととやかく言えないのかなというふうに思います。

村のほうでも国の法律で決められた事務をいろいろ処理しております。今回のマイナンバー制度に関係するものとしては、当然、住民記録の関係でございますし、国民年金ですとか、あるいは児童手当とか、国民健康保険ですとか、介護保険、児童手当ですとか、いろんな分野で使わなければならないと法律的に規定されておりますので、村も使って事務を処理しなければならないということになっております。国との、国と市町村、上下関係でございますので、はっきり申し上げて、これは国の指導どおりやっていかなきゃいけないということになります。

以上です。

○5 番

(中塚礼次郎) 課長のお答えは、想像はついております。

ただ、どういった、人間が仕事をしていくんで、どういった気持ちがあるかということが非常に大事だというふうに思ってお聞きをいたしました。

次にですね、16年の1月からは、さまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられ、生まれたばかりの赤ちゃんから死ぬまで番号の管理という負担が増える一方で、住民生活のメリットはほとんど感じられないというふうに私は思います。それに対する、行政が仕事がやりやすくなったり、情報が集めやすくなったりというふうなことはあるんですが、私たち住民にとってどういったメリットがあるかということは、ほとんど感じられないというふうに私は思います。ですから、私の気持ちとしては、国に対して実施を中止を求める意見を上げていくことも大事だなというふうに考えます。既に取り入れられて、このナンバー制度が取り入れられた国でも中止になったりというふうな国もあります。そういうことで、そういうふうに私は考えるわけですが、一つに、共通番号にひもづける情報をできるだけ限定させること、それから、地方自治体を含めて個人情報を管理している諸機関から情報を流出させないように監視をすること、それから、個人情報の管理が適切かどうかということを検証することなどがこれから求められていくということで、非常に大切なことだというふうに思います。そして、危険性を高める利用範囲の拡大、それから制度の肥大化、そして暴走させないことが必要であるというふうに考えるわけがあります。そういうことが住民を守っていくことだというふうに考えておりますので、その点について、特に中止を求めるということは私の考えでありますし、そういった人たちも多いかというふうに思うんですが、今、3つ挙げました、この今の制度を肥大化させていくというふうなことに対しても、無制限に広げられないようになっていくことが非常に大事だというふ

うに私は考えるわけでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長

私も、ちょっと若いころで、どのくらい前だったかっていうのがはっきり記憶にございませんけれども、20年、20数年前ですか、国民総番号制が導入されようと言われたときがございました。このときは、複数の政党が、それから多くの国民が、また多くの労働組合が反対運動をされまして、導入を阻止したということがございました。

また、住民基本台帳ネットワークシステムの導入による住民票コードの付番の際には、反対意見もあったものの、大きな反対運動には至らず、一部、システムへ接続しない市町村というのがありましたけれども、現在ではすべての市町村がシステムへ接続しております。

今回のマイナンバー制度は、既に市町村の住民基本台帳等のシステムの改修が完了し、10月以降にマイナンバーが通知される、この時期に中止を求めることは困難だというふうに考えます。

また、各種の事務における本人の確認に利用され、国民の負担の軽減を図ることも目的に掲げられておまして、今後も利用拡大の可能性はあるというふうに思われます。法律の定めに従った諸施策により情報保護や監視、監督が行われ、問題なく実施されることを期待するとともに、当村におきましても、マイナンバーを初め個人情報の流出防止には十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○5番

(中塚礼次郎) 村としても個人情報の流出については十分に配慮していくということで、私たちも、そういった意味では、しっかり情報漏れのないように監視や注目をしていく必要があるかというふうに思います。

それで、今度の通知番号、マイナンバーカードを申請しなくても、さっき、私、言いましたように、通知カードと保険証か免許証か、身分を証明するものがあれば、それで今のところは通用していくということになるかというふうに思いますが、そういう点で間違いはないわけですね。

○総務課長

カードの発行につきましては、一応、申請があってカードが交付されるものになります。

ただし、これからの各種の事務には、カードがない場合は、本人であることを明らかにするものを提示しなければならない、免許証だとかパスポート、要は顔写真のついたもので確認しなければならないということが入ってまいりますので、そういう面では、カードの交付を受けないと非常に本人が各種の申請をする場合に手続的には大変になる、負担になるということがございます。これも、あくまでも行政的な立場で物を言わせていただきますと、カードの交付は受けていただきたいと言わざるを得ないという状況であります。

○5番

(中塚礼次郎) 今、課長のほうから、村民に対しては、ぜひ、カードを申請していただきたいというお答えですが、先ほども言いましたように、この制度が肥大化して、どんどん拡大するっていう心配は非常にあるというふうに思います。それで、今のところはカードは強制ではない、申請によってもらうということになって、多分、これ以上の情報が1枚のカードに入っちゃうことを、もう嫌だという人は申請しないとい

うふうに思うんですが、保険証だと、健康保険証だとか、そういうものに連携されて、そのものがないと医者にもかかれんっていうふうな状況に、だんだんだんだんに制度として国が追い込んでいくっていうことが非常に心配されて、私が一番懸念するのは、その肥大化していくっていうことを非常に心配するんですけど、それを広げるっていう力は、やっぱり、やむを得ず、いやが応でもそのカードを持たせられるというふうなことになることを非常に心配します。そういった意味でも、このマイナンバー制度について、国は前から広報で周知徹底しているようなことを言っておりますが、もう、ほとんどの人たちが知っておりませんし、ここに、私たち議員の中でも、一体どんなかっていうことをはっきり答えられるよっていう人は少ないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。そういった意味では、私も質問も、国がやっている法律でできた制度ということで、場違いかというふうに言う人もいるかもしれませんが、今、総務課長が答弁いただいた内容で、さらに理解が深まるんじゃないかというふうに考えます。行政に携わる人間として、この制度がもろ手を挙げて賛成のものだっていう気持ちで仕事をするか、プライバシーや、そういうものの侵害になったり、いろんな利点はあるけど、そういうものもあるんだぞっていうものを絶えず頭の中に置いて仕事をするかでは大違いだというふうに思いますので、ぜひ、そういう点で、大変難しいことを進めていかなければならないというふうに思いますが、そういう点を希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○総務課長

1点だけお伝えしておきますが、要は、個人番号カード、ICチップの中に記録されるのは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、それから本人の写真、こういったものでありまして、例えば地方税関係の情報とか年金の給付関係の情報、そういった特定個人情報、その中には記録されません。あくまでも本人を証明する事項、これへもって行って市町村が独自利用する部分、例えば、まだ、うちでは決まっておりますが、印鑑証明のための印鑑登録カード、今、お持ちだと思いますが、番号等を入れるということは、可能性としてはございますが、一般の特定個人情報は記録されないというふうに言われておりますので、その点だけ御承知おきいただきたいと思えます。

○5 番

(中塚礼次郎) 追加のお答えということで、そういう点も含めて、住民はほとんどわからないので、誤解されている点もあるし、カード自体にどういう内容のものかっていうことが理解されておらんという部分で、やっぱり国の新聞やテレビなどの広報で勉強してもらうしかねえっていうふうなことでは、なかなか解決できんのではないかというふうには私は考えますが、あらゆる機会を通じて村としても努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長

これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、2番 湯澤賢一議員。

○2 番

(湯澤 賢一) 私は2問の一般質問の通告をいたしました。

質問の本題に入る前に一言述べさせていただきたいと思えますが、安全保障法案の

参議院での審議が大詰めになっておりますが、そうした中で、本議会が6月定例会で議決した不戦の誓い宣言が本定例会で補正予算の承認を得て役場玄関前の看板に掲げられるようになりましたことは、本当によかったと、私からは、私が申し上げるのは大変僭越かとは承知しておりますが、関係各位に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは通告順に質問いたします。

最初に、望岳荘を中心とした東地区の問題について村のバランスのとれた発展の観点から質問をいたします。

チャオ周辺と望岳荘周辺のにぎわいの創出が村長の公約の一つの柱であります。チャオ周辺の整備では、集合住宅や診療所、つくっチャオ、バンビーニなどのほか、天の中川河川公園の整備など、幾つもの施策がなされました。もちろん、これで十分というわけではなく、また、さまざまな要望がある中で、チャオがなくてはならない重要な商業施設として、村の中核として、自立の道を進む中川村の中で頑張ってくれていることには、村民の一人として感謝しております。

一方、もう一つの公約の柱であります望岳荘周辺の整備は、ほとんど、村長就任以来、されてこなかったのではないかと、新たなことはされてこなかったのではないかとということが現実にあると思います。

望岳荘が入浴施設としている高齢者憩いの家の風呂の配管の大規模な修理が必要となり、改修費は税込で1億1,700万円が想定されるとの説明がありました。そこで働いている人がいて、しかも触れ合い観光施設として村内外の住民の憩いの場所として現に稼働している事業所であり、望岳荘の、まさに営業的には待ったなしの修理なんだと、そのようにも私も思いますが、本定例会にその準備のための補正予算が上程され、既にほかの案件の補正とともに、既に採決されております。

しかし、望岳荘周辺のにぎわいの創出から考えると、改修だけでは前よりよくなるわけではありません。大規模な改修が必要になったという、いわば、これはピンチと考えたら、住民の賛同を得ながら入浴施設を生まれ変わらせる大きなチャンスであったのではないかと思います。

チャオと並んでのにぎわいの拠点としての望岳荘を今後どのようにしようと考えているか質問いたします。

○村 長

高齢者憩いの家のお風呂でございますけれども、平成元年の建設ということで、建設から26年が経過して老朽化が進んでいると、床下の配管、お風呂の床の中に管が通してあるわけなんですけれども、それも劣化しているよというようなことですね、とか、あるいは洗い場が、ちょっと洗うのに、ちょっと隣の方とぶつかったりするとか、山の景色が見えにくいとかですね、お風呂のレイアウトも、もう少し改善の余地があるとかっていうふうな、そういういろいろな改善点についても問題意識がございまして、既に、設計図ですか、どういうふうにすればもっとよくなるのか、山の景色がきれいに見えるながら気持ちよく体を洗っていただき、お風呂の中でもゆったりと過ごしていただけるにはどうすればいいのかなというふうなことで、1回、それを、その点をよ

くするような設計図を引いていただいております。それで、それを実際にやるときのタイミング、望岳荘の経営状態も見ながら、それをいつやるかというふうなことではかっておったわけですが、いよいよ薬湯がですね、やっぱりお湯が普通のお湯ではなくて、いろいろ混ざっているというふうなことであって、配管の傷みも薬湯の部分が一番激しかったらしくて、薬湯の部分で漏水が発生して、御存じのとおり、先日、しばらく休止を、薬湯についてお休みをせざるを得ないというふうな状況になりました。今は、応急処置的な対応でしので、薬湯のほうも、一応、動いている状態ではございますけども、そこんところも応急処置ということでございますし、ほかの配管についても老朽化のことは前から問題になっていると、あわせて湯船、あるいは洗い場、あるいは景観等々について、もっともっとよくしていくというふうなことも設計図は引いているということで、薬湯の配管がだめになっちゃったというふうなところですね、これは、もう何とかしなくてはいけないと、いよいよそのタイミングが来たというふうなことでございます。

あわせてですね、エレベーターのほうも、既に、もう交換部品がないので、何か問題があったときには修繕ができませんよというようなことを言われておりますので、エレベーターのほうについても何とかしなくてはいけないというような状況でございます。

そういうふうなことで、今の場所でそういうふうな改良を加えてやっていくということで行くと、おっしゃった金額、1億2,000万円近いお金がかかるというふうなことでございまして、そういうふうなことで、5月から、承認をいただきましたので、来年5月から工事をして、着工したいなというふうな考えております。

議員がおっしゃったとおり、もう少し、こう、違う場所にですね、建て直す、つくり直すというようなことも検討いたしましたけども、それで行くとですね、4億円近いお金、3億何千万円、4億円に近いようなお金が、設計図からするところの概算でかかるというふうなことがございました。

一番悩ましかったのはですね、それでも、この際というふうなことも考えたりもしましたが、そのためには、何か利用できるものはないのかと、国とかの補助制度ですよ、過疎債は使えない、いろんなものをいろいろ、職員、あちこち、観光施設として、あるいは福祉施設として、交流施設として、何かいい制度はないのか、地域創生の中ですね、何か使えないのかというふうなことでいろいろ当たり、県ともかなり詰めた相談をしましたが、結局のところ、今回のお風呂の改修は、今の場所で改善をするということについても、あるいは新しい場所につくりかえる、建て直すということでも、使えるものは残念ながら全くありませんでした。そういうことで、1億2,000万円近いお金の単費、村だけのお金でやるのか、4億円近いお金でやるのかというふうなことでの判断になったわけなんですけども、今回のこのお金は全くの単費なんですけども、これを、もしですね、ほかの事業、福祉事業、あるいは産業振興事業とかですね、望岳荘のお風呂じゃなくて、村全体の中で、こんな、あんなふうな課題もある、こんなふうな課題もあるというふうな中で、こういうふうなことをすればいいん

じゃないのかみたいなことの中で、例えば、過疎債なり、いろんな制度が使えるもの、ほかのほうで制度が使えるものに、村の単費部分としてそれを考えてですね、その国とかのいろんな補助制度と一緒にあわせて事業をやるほうにそのお金を使うとすると、8億円とか、それぐらいの金額の大きな事業ができるのではないのかなというふうに考えて、今、この状況で、望岳荘のお風呂をよくするっていうことにそれだけのお金を使うよりも、例えば産業振興とか、農家民泊がよくなるとか、特産品ができるとか、福祉だとか、暮らしやすくするとか、道路を直すとか、いろいろ、そういうことをして中川村の全体的な魅力、それは住む人にとってもだし、訪れる人にとってもだろうし、そちらのほうにやったほうが、広くですね、幅広くいろんな方にメリットのあるような、望岳荘のお風呂に入る人だけじゃなくて、村民全体にメリットが行きわたるだろうし、村の魅力が上がればですね、当然、村を訪れる人も増えるだろうし、そのことによって望岳荘の経営的にもプラスになるのではないのかなというふうな、そのような考え方をいたしました。その結果として、望岳荘単体のお風呂にそこまで単費をつぎ込んで、それだけをよくするというよりもというふうなことで、今の場所、高齢者憩いの家の2階の場所で、しかしながら、先ほど申し上げたように、景観、もっと山の景色が気持ちよく見られて、湯船で気持ちよくくつろいでいただいて、あのスペースというところは変わらないわけですから、おっしゃるとおり、もう何倍にも広くなって、露天風呂ができて、洞窟風呂ができてみたいなことはありませんけども、単なる修繕、単なる漏水をとめましたということではございませんので、そのあたりはおくみ置きいただければというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) お風呂の改修につきましては、今、本当に急を要しているということとはよくわかりますし、そのとおりにかと思いますが、でも、望岳荘周辺をどうするかということ考えたときに、村長がおっしゃられたように、このお風呂が壊れて何とかしなくちゃならないという一つの契機が、さらに別の計画に結びついていく大きなチャンスにもなるのではないかということ、ちょっと申し述べたいわけでありませう。

望岳荘周辺には、役場や農協、病院、それから郵便局や小学校や保育園、商工会、駐在所など、言うまでもなく本当に多くの村の公共の建物がある中川村の中心地であります。この中心と言える真ん中にかつてのお屋敷の跡地があり、不在地主であります。ご当主には300年続いた家を守るという強い意志があつて、なかなか村や地域の都合によるわずかな変更も思いどおりにならなかったこと、村は当事者として実感していると思います。また、地域としても、本当に手をつけられない場所でありました。その土地を取り巻くように村の公共機関がありますが、公共機関同士の一体感も、そうした大きなものが真ん中にあるために、なかなか生まれにくかったのではないかと思います。この土地が遺産相続を機に地主側から手放したいとの意思表示があつて、300年間、先祖が守ってきた土地だから村としての有効な利用ができないかとの意向が伝えられた以上、役場としての前向きな対応が必要、そうすべきだと思うし、そのことを住民は期待していると思います。また、中川村の東地区の中では、一等地では誰もが認め、望岳荘や保育園との関連や地域のにぎわいや福祉関連などの活用など、

○村 長

有効施設が期待されていますが、この件について村の考えをお聞きします。

地権者の方が売却を希望しておられまして、一度、その今あるお屋敷の内部についても、内部等々についてもですね、見せていただきました。そのことはございました。確かに大変眺望がいい場所でございますし、望岳荘と保育園の間の場所だというふうなところでもありますし、そういうところですが、ちょっと段差はあったりとか、石垣で段差が何段かに分かれておったりとか、あるいは、ほかの方の土地も少し、周りのところではちょっと食い込んでいる部分もあったりもするっていうふうなところも見せていただきました。

これまで、いろいろ住宅をつくったり、村営住宅をつくったりっていうふうなことをしてきたわけなんですけども、それについては、やっぱり村が持っている土地、あるいは分譲地でなかなか使えなかったとかいうふうな所を利用するか、あるいは、どんな形でも、例えば寄附をしていただいた場所をどう利用しようかとか、村として有効活用していない、できていない所をどう利用しようかとかいうことと、あるいは、どうしてもこういう事業をしなくてはいけないから、そのためには、この土地を、申しわけないけど、地権者さん、お譲りいただけませんかというふうな、そういうふうな形で事業を進めてきたというのが今までのパターンではないのかなというふうに思います。

今回の場合ですね、今のところ、もともと村の総合計画等々でもですね、特にあそこにどう何をするんだというふうな計画があるわけでも、具体的な計画があるわけでもない中で、売り物が出たよというような中でですね、じゃあ、どうするのよというふうな、ちょっと、こう、今までとは違う、裏返しの発想になっているのではないのかなというふうなことを思います。かつですね、その地権者の方とお話をした限りでは、決して、こう、寄附をすとかですね、格安でというわけではなくて、地権者は地権者の方なりの相場という感じがあって、その相場での売却を希望しておられるというふうに感じたところがございます。ですから、そういう意味で、その土地の値段、それから、その段差がある造成費、あるいは、今、いろいろ建物が建っている所の解体の費用等々のところもでございますし、そういったところでですね、やっぱり、その何をつくるかだけではなくて、そのためにかかる初期費用も当然ですし、それから、あと、それをつくったときに、あと、その維持管理、運営をどんな形でしていくのかっていうふうなところなんかも、全く、これまでそういう計画をつくってなくて、ぼんどこが買ってちょうだいっていうふうなお話が来たというふうな状況でございまして、すぐに、おお、それはというふうな話には、なかなか、ちょっと踏み出せない状況があるのかなというふうに思います。何か、こう、その場所で、もともとこういう計画で、こういうものをして、こういう運営をして、こういう補助なんかも入れて、単費もこう入れて、それで、こうして、こうしてっていうふうな、そうすれば永続的に負担の少なくて続けていかれるようになるよねっていうふうなこととかを村として考えておったというのならともかく、ちょっと、そうではないので、ちょっと、そんなところで、おいそれというふうに、いいものが出た、ぱっと、ぱくっといくという

○2 番

ふうなことではないかというふうに思います。

(湯澤 賢一) 村として、とりあえず考えが今までなかったからという、すぐに、おいそれとはいかない、それはそうかと思いますが、ちょっと論点を変えて、もう、最終的にはこのことを言いたいんですが、中川村は、実質公債費比率や、きのう、ありました将来負担比率などの財政を判断する財政比率は長野県内でもかなり上位に位置するほどいいわけ、このことは、本当、村民としては安心であります。一方、村を運営する自己財源は20%くらいしかないということでもありますので、この点では、国がどういう局面になっても村は困らないために、貯金が幾らあっても安心できない、借金はできるだけ減らしたいという理事者側の心配も理解できる場所ではありますが、しかし、毎年、貯金が増えて、借金が減る、しかし、村民の税金や地方交付税などは積極的に村づくりに使われているかという面では疑問を感じます。村の施策が手がた過ぎて躍動感に欠けるという歯がゆさ、それは、昨日、私、申しましたが、そういうものがあります。例えばふるさと創生基金にしても、竹下内閣の時代に自由に使って地域おこしをする目的で全自治体に公平に1億円交付されたあのお金、この資金は、地域おこしの形で、本来、何か変わっていなければならない、何かでそれが生み出していなければならないお金であったわけです。そうでないと本当にばらまきになっちゃったわけですが、現在、これは、若者の、当時、海外旅行に使った残りの2,800万円が基金として、今、塩漬けになっちゃっている、こういう形が、まさにどうするのだろうと、これは何に使うんだろうというふうな感じで、ずっと何年も何年も塩漬けの状態になっていると思います。10年前、実質公債費比率が20%を超えていた時代、私たちは大変心配しましたが、今現在、実は、そのころの事業の、実質公債費比率がそういうふうになってきた、そのころの事業の恩恵を、例えば下水道にしても、文化センターにしても、今、私たちは受けている、今後、消費税は10%になるだろう、あるいは、物価は上がり、貯金は目減りする、先を見通してやるべき、今やるべきことはやる、その柔軟さが、そう私は求めたいということでもあります。

私は、東西地区のバランスのとれた発展の観点から東地区の問題を質問しているわけであり、もちろん東地区をセクト的に捉えて質問しているわけではありません。ここに住んでいる人が現実において、後継者の問題もあるし、買い物や交通弱者の問題もあります。地域の担い手の問題にも大きな不安があります。そうしたさまざまな問題が住民として見え過ぎるし、また、地域にかける住民の長年の夢もわかります。その面から、望岳荘というチャオと並ぶ、まさに中川村のにぎわいの施設を念頭に置いて質問しているわけでもあります。

私が知りたいことは、行政がなかなか解決できない、今、言ったように考えもない、そういうことに対して、しかし、住民は悩みや夢を持っている、それをどうすれば解決できるのか、例えば住民の側から、もちろん行政の範疇内のことではありますが、持ちかけて解決する方法がないのかという、例えば、例えばあのうち、今、私が先ほど問題にしましたあの場所、村としては、いろいろお金もないし、いろいろで、ちょっと今の考えは、おいそれと飛びつけないと言うけれど、実際に動き出して、例えばみ

んなで考えてやる、こんなものが欲しいんだということを村にぶつける形はできないのかということ、基本的には聞きたいわけですが、私、今回の質問で、質問用紙には役場は役場だけの狭い範囲の知恵で結論を出しているように思えてならないというふうに出しました。狭い範囲の知恵といったのは大変失礼だったかと反省しておりますが、狭いのではなくて、専門的知識内での枠にはまった知恵で結論を出しているのではないか、職員だけで、協議会とか審議会などをつくりなさいという法律なり条例なりでやっているのだと思いますが、結局は専門家としての役場の考え方を、議会も含めて、結局は追認している形になっていることは、そのことにいら立ちを覚えているっていうのは、恐らく私だけではないと思います。もちろん、すべてのことではなくてもいいわけですが、望岳荘を含めた既存の施設を生かしながら、村民参加や住民が推薦するメンバーで、村の中心を設計するプロジェクト、こうしたものをみんなで作る、そういうことができないものかどうかということ、例えば、そういうものを受け入れる、できれば村は受け入れる準備があるのかということ、これを村長にお聞きしたいと思います。

○村長 最初に、東地区の望岳荘でもないし、西地区のチャオでもないと思います。中川村の望岳荘であり、中川村、望岳荘については中川村の魅力を外に向かって発信する拠点としてっていうことでしたし、チャオについては中川村の村民の暮らしを支える必要ニーズに応えるチャオという、チャオ周辺ということ、考えてきましたけども、チャオにつきましては中川村民だけではなくて周辺の方々からも支援していただいているのはありがたいことだなというふうに思います。

あそこを、何か土地があって、それをどうするっていう、だから、今回の土地ありきなんですよ、だから、我々も、あの場所が、別に使えるということ、をずっと想定して、そこをどう考えよう、どうしようかというふうに知恵を絞って、何も発想が浮かびませんというわけじゃなくて、ことしになって、何ヶ月か前に、そんな話がぽつと出てきたというふうな状況でございますから、じゃあ、そこをどう使うのかっていう発想の前にはですね、そういう、先ほど申し上げたようなコストのことも含めて、買うか、買わんかみたいなことから考えていかなければいけない問題だと思います。

湯澤議員の話は、もう、あそこがありきで、あそこをどう使うんだというふうな、そこで、もう、固まった発想だけでも、そこに、こう、こうなる前にですね、もう少し柔軟に冷静に考えないと、せっかく売り物が出たんだから利用せんといかんのじゃないかみたいに舞い上がってしまうと、後々ですね、負の遺産みたいなものができてしまうというふうなことにもなりかねないのかなというふうに思います。

審議会というふうなこともありましたけども、やっぱり、そういう意味で、どういうものをつくるのか、こんなのがあったらいいんよね、ああいうのがあったらいいよねって、いろんな夢っていうのはあるかと思いますが、その部分だけではなくて、先ほど申し上げたように、維持管理にどれくらいコストがかかって、あるいは、それをどういうふうな体制で運営していくのかっていうふうなところなんかもないとですね、なかなかうまくいかないというふうなことは、私自身も痛感をするところでござ

いますので、そのあたりまで踏み込んで、やっぱり考えないといかんのかな、そこまで考えるっていうふうなことは、住民サイドのほうでですね、そういうグループ、あそこを何とかうまく使いたいねっていうふうな皆さん方がいらっしやって、あそこで、こう、地区の、地区の要望っていうふうなことがありましたけども、それは、その近隣の地区はあその場所があるからいいんだけども、ほか、もっと遠いそうじゃない地区も中川の中にはたくさんあるわけで、あの場所の近隣のためだけにそんだけ投資をするっていうのも違うから、やっぱり、何かするに当たっても、その地区を何とかするのではなくて、村全体に貢献するようなものにしていかなくてはいけないというふうに思いますし、そしてまた、それが持続可能なものにならなくてはいけない、そこら辺まで踏み込んだ形でご提案というか、考えを、本当に、こう、何か村で3ヶ月に1回、協議会をやってですね、やるっていうんじゃないで、やっぱり、本当に思い入れのある中で、そういうものを考えていただいて、こういうことをしたいというふうなお話になるかどうかというところがあるかと思います。場所ありきっていうのは、今回の場合もそうですし、そのリニアの廃土にいくことについても、埋めて、まず何とかすればっていうような話になっちゃうんだけども、それをどう使うのか、その後、先々までどんなふうな展望を持つのかっていうところまで踏み込んだ発想なり計画なりがないといかんのじゃないのかなというふうに思うところがございます。ですからね、本当、だから、きのうも申し上げたかもしれませんが、どうしても、今、その村のお金で、何か補助金もらってとか、村で何かこういう事業をしようっていう発想が、どうしても中川村の場合、多くなっているかと思うんですけども、理想的にはですね、自分たちなり、民間の発想、民間の計画で事業を立ち上げて、その中で利益も上がって、その中で持続可能なものやっつけていける、その中で何かどうしても必要のところがあって、それが税金を投入するのに筋の通ったものであれば、その部分について支援をとっていうふうなことは、あり得るかもしれませんが、そういうふうな形で行くのが一番いいなというふうに思っておって、もし、非常にそういう思い入れがあって、あそこで何かをしたいというふうな計画があれば、そこまで踏み込んだ計画をつくっていただいて、必要のところについて一緒に相談をするというふうなこともあるかもしれません。

地権者の方のお話もですね、1回お話をして、そのときのニュアンスということで、特段、具体的に金額を聞いたわけでもないし、こちらも別に金額を提示したわけでもない状況ではありますが、ニュアンスとして、いろんな買い物をするときの雰囲気としてですね、こう、お互いに、こう、どういう考えなのかなというふうなところを見ながらだったんですけど、私の受けた印象は、決して安い買い物にはならないだろうなという印象は受けたりもしているというふうなところもございます。

いろんなことを考えながらですね、そこを使って何かをするということがありきではないような、もっとトータルに大きな目で考えて、村の必要なことは何か、そのお金が余っているから、それで何かしろっていうんじゃないで、やっぱり村の必要なことをするためには、お金も使う、必要だったら借金もするというふうなことが発想だ

と思いますので、お金が、ちょっとゆとりができたから何かやろうとか、そういうことではないのじゃないかなというふうなことを、お話を聞いていて思いました。

それから、望岳荘の近くにはですね、なかなか利用できていない、利用度の決して高くない箱物というふうな意味では、全く、今、利用方法を見つけられていない陶芸館っていうスペースもございますし、それから、銀河ドームにつきましても、1階の部分には会議室とかいう場所もあるわけなんですけど、あの辺も使われていないし、そういったふうなこともありますし、そういうものがある中でですね、また、さらに新たな箱物みたいなものを、もし、つくるといってやって、それが、また、今後のことについてもうまく活用できるのかどうなのかっていうところまで踏み込んで考えないと、ちょっとまずいものを後に残すことにもなりかねないというふうなことは感じております。

○2 番 (湯澤 賢一) ちょっと、大変ちょっと心外なところもあるわけですが、場所ありきだから何でもかんでもやれと、リニアの残土があるからどこかへ持っていけど、ここに場所があるから、これを何とかしろというふうに、私は絶対に言っているわけではない。そんなことは言っていないし、それから、地域のみんなでっていうことは、地域だけがよくなるなんていうことは一言も言っていないので、地域のみんなが、ここが村中のにぎわいになる場所になればいいねという考えなわけですよ。だから、地域だけがよくなるためにあれを使えというふうなことではない、その辺は、ぜひ理解していただきたいし、そのために舞い上がっているわけでもない、あれは、ぜひ、今までずっと長い歴史の中で、どれほどみんながあそこで夢をかけたけれどもだめだったかということも理解をしたていただきたいと、このように思うわけです。

例えば、村の福祉にとって、今、何が重要かということでは、例えば、村はたくさんの方の情報を持ってさまざまな計画を立てる、行政のプロであるから、安全第一の、今、言ったようなね、決められたことからはみ出せないことが行政のあり方であって、住民の信頼も、そのかたさにあるんだろうなあと思います。

しかし、村の福祉にとって将来的にどうあるべきかということでは、住民の自由な発想のほうが、現実にとらわれないだけ、また自由な発想があるのではないかと思います。まさに、それが民間活力というものではないのかと思うわけですが、今、中川村では、さまざまな若い人材が移住してきています。そうした方々には、どっぷりと中川村の生活につかった私たちよりも違った目とか知識や経験があります。また、もちろん、もとの住民にも村づくりの前面で活躍してほしいと思う方、もったいないというような評価を受けながら活躍の舞台がない方もいらっしゃいます。行政が民間の内発的な力を、いわば民間活力を引き出すシステムがつかないと、活力の前に資金っていう壁が立ちふさがってしまって、なかなか進まないわけです。

最初に申し上げました望岳荘周辺のにぎわいの創出ですが、地主から売却の意思表示があった中心的なまとまった規模の土地について、有志によって、あるいはいろいろな方の知恵を集めて、チームを組んで住民が知恵を出し合ってプロジェクトを立ち上げて、まとまったのを村に答申する、そういうことが、果たして行政上の手続として

可能かどうかということを知りたいと思います。つまり、住民の意思でさまざまな知恵を集めて案をつくり、村に提出する、今さっき村長が最後に言ったことは同じかもしれませんが、自分たちではここまで責任を持つ、しかし、このことは自分たちの力ではできないから、どうしてもできないから村の力を貸してほしいなどの、いわば、いわば内発的な活力を村は何らかの形で受け入れる方法があるかどうかと、その点を質問いたします。

○村長 まさに、それは期待しているところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおりです。ただってというのはどうしてもついちゃうんですけれども、こう、いろんな夢で、これをつくろう、これをつくろう、これをつくろう、税金でこれをつくればいいじゃんっていうのだけではだめで、その後の運営の体制とか維持管理とかっていうところも踏み込んで、しっかりと、じゃあ、こういうふうな形で何とかなれば、こう、これだけこういうような効果が村全体に及ぼすことができているし、ぜひ、こういうふうなことをやっていきたいというようなお話を提案いただくのは本当にありがたいことです。

それから、そういう、先ほど、その計画でがちがちになっているっていうのもありますけれども、いろいろ基礎計画とかですね、総合計画とか、そういうものは、みんなで作って、いろんな方にもご意見をいただいてまとめ上げて、かつ、議会でご承認をいただいているわけでして、その辺、だから、何か、こう、やりたいっていうようなことがあったら、本来的にはですね、そういうものを、その総合計画の中でもいろんな、福祉とか、いろんなテーマがあるわけですから、それに沿うものであるのかどうなのかみたいなこととか、それから、また、議会の中で、もし、その方々が自分たちだけの力でやり通せるんだったら関係ないんですけども、もし、村のほうで何かその中に一部分でもかかわることであれば、そして費用が出るようなことであれば、議会の皆さん方にご説明をし、ご承認をいただいてというふうな、そういう手続きは、当然、いろいろ必要なことだというふうに思いますし、その辺を端折っちゃえば本当に独裁的なやり方になっちゃうので、やっぱり、そういうきちんとした手続を踏みながらやっていくっていうことが、ある意味、民主的な、がちがちに、がちがちにがんじがらめに見えても大事なことかなというふうに思うところでございます。だから、その提案、だから、それを提案いただいてから実現するまでには時間がかかるかも、そういう手続の時間が必要かもしれませんが、それからまた、その将来的なことまでのことを考える時間も必要、検討する練り込み時間も必要かもしれませんが、大いに期待するところでございます。

○2番 (湯澤 賢一) いろんな、例えばことを議会も承認しているじゃないかというのと、また、その辺も、ちょっといろいろ言いたくなる部分もあるわけですが、時間が来ますので、あれですが、例えば、先ほどちょっと出ました陶芸の体験館、あれが空いていてどうしようもない——どうしようもないというか、遊んでいると、あるいは銀河ドームの下の事務所も空いている、でも、それをどうしようかというのを誰が考えているの？村の中の誰かが考えているのか、あの陶芸館は、あのまま朽ちていくしかな

いのか、誰も考えなくていいのかという、相当な税金が使われている建物であります。中へ入ってみれば、だから、やっぱり、それは誰かが考えなくちゃいけないんじゃないかと、村が考える力がないのなら——力がないっていうか、ゆとりがないのなら、誰かに、こう、どうなんかっていう投げかけでもしないと、それは、いつまでたっても、何年たっても、あのままの状態で行くであろうと私は思います。そういうことも含めて、最後の村長の言葉、例えば、みんなで考えて村に、こう、こういうのはどうかというの、非常に積極的に受け入れたいということ——受け入れたいというか、歓迎したいところだという話がありますので、そのご返答で前に進めさせていただきます。

第2問のほうであります、放課後や長期休暇の子どもの安全と居場所について質問いたします。

子どもにまつわる悲惨な事件が後を絶ちません。小学生が狙われた事件は年間で2万件以上が認知されているとの報道もありました。

長期の休暇の後、つまり、夏休みの後が問題が起りやすいとのことで、マスコミも盛んに取り上げております。

共稼ぎの我が子の家庭のために孫を預かって、放課後や休み期間中をどのように過ごさせたらいいのかが大問題であります。同じような悩みを持った家庭が多くあります。私の年代の者が育ってきた時代、また、子育てをしてきた時代とは大きく変わりました。子どもの安全とは、かつて子どもの遊びがであった山や川の危険な場所に子どもたちだけで行かせないというような安全ではなくて、スマホやパソコンなどのインターネットも現代的な意味では子どもの安全を脅かしているかと思いますが、子どもを狙った犯罪からどう守るかということが大きな問題になっていると思います。子ども同士の中では、被害者となるばかりでなく、例えば我が子が加害者になってしまっても、これは、人生は大きく変わってしまうことであります。

こうした現状の中で、地域が子どもを育てるとのローガンをよく聞きます。地域と子どもとの関係は依然と比べてずっと弱くなっていると私は考えざるを得ません。今、現実の問題として、地域が子どもの安全のために子どもとどうかかわりを持ったらよいか、地域は何が期待されているのか、教育長の考えを質問いたします。

○教育長

子どもを育て守る地域とは、まず、地域の人が子どもたちをよく知り、子どもたちも地域の人たちを知っているということが大事だというふうに考えます。どこの子どもかわかってくれば、あいさつや声がけもしやすくなるんじゃないかというふうに考えるわけでありまして。そのために、まず、積極的にあいさつや声がけをしていただく、学校でも子どもたちが地域であいさつできることを指導するとともに、地域の方からどんどん声がけをしていただきたいというふうに学校でも望んでいるところです。

中川村では、昭和61年に小中学校PTA連絡協議会であいさつ運動の必要性が提案されて、公民館とPTA連絡協議会で協議をされて、翌62年度からあいさつ運動推進会議というのが発足して運動が始まりました。有線放送を使って呼びかけ、中学生が各戸を訪問してチラシを配布するなどの運動が続けられてきました。現在は、公民館、

小中学校PTA連絡協議会、保育園が役場の総務課広報係も加わって、この運動が進められているところです。これとともに子どもたちからの呼びかけも今後も提案していこうというように思います。

また、地域の敬老会での子どもたちの発表やお祭りでのおはやし、踊りへの参加などの機会を活用していただく、そのときに子どもたちが地域によっては自己紹介をしているというようなどころもあると聞いております。公民館や子ども会を通じて、他地域へもこのような動きを紹介していきたいと思います。

また、資源回収で子どもたちが家庭にあいさつし、地域の方から声をかけていただくというようなことや、安全ボランティア、見守り隊の方々から日々声をかけていただき、子どもたちも元気にあいさつするというようなことも、日常の努力として、さらに呼びかけていきたいと思います。

このような日常的なあいさつに対する取り組みとともに、現在、村内の小中学校では信州型コミュニティ・スクールという取り組みが進められています。これは、地域住民の皆さんに日常的に学校に来ていただき、子どもたちの教育などについて学校と地域がこんな子どもに育てたいという願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる、そういう持続可能な仕組みを持った地域とともにある学校という取り組みであります。現在、具体的には、西小学校では、ちょこっとボランティアという名前で呼びかけております。東小学校では既に祖父母の会の皆さんのご協力をいつもいただいているところですが、これをもとに東小応援ボランティアとして呼びかけていきたいというふうに取り組んで、取り組みを始めているところです。中学校では、学習ボランティアや読み聞かせボランティアを初めとしてお願いをしております。この、今、申し上げた信州型コミュニティ・スクール、これにご協力をいただくこと、それが地域と子どもたちをつなぐことになってほしいというふうに願っております。

あわせて、地域の皆さんへのお願いとしては、お気づきのことやいいなあと思ったようなことも学校へも知らせていただきたいと思いますし、また、子どもたちの気になる様子がありましたら、学校や教育委員会にも教えていただくとともに、地域の皆様のご指導、ご支援をお願いしたいというふうに思っています。

中学校でも生徒が地域の行事や、あるいは先だって行われました地域の防災訓練等にも参加してもらいたいと呼びかけをしていただいたところですが、実際に参加できた子どもたちは少なかったと思いますけれども、今後、そういう方向を進めていきたいというふうに願っております。

以上です。

- 2 番 (湯澤 賢一) いろいろな行事、地域とのかかわりの計画、あるいは行事等があるようです。中川村は安全かなと、安心なのかなあっていうふうな気もいたしますが、ただ、ちょっと、例えば、あいさつ運動で、子どもたちは本当によくあいさつしてくれる、よそから来た方からも、本当にあいさつしてくれて気持ちがいい村だねという話は、評価は受けます。しかし、これをかけられて、こちらから声をかけていいものかどうかということでは、しばしば迷ってしまう場面があります。あいさつをしましよ

うという、お互いにあいさつしましょうということなんだとは思いますが、知らない人から声をかけられたら気をつけましょうというのも、一つ、やはりあるわけですね。私なんか、例えば道を歩いている、ちょっと暗くなりかかったところに子どもと行き会って、あいさつしてくれて、うれしくなって、あいさつして「おうちはどこ？どこまで帰るの？」っていうふうな、果たして、声をかけたら、ひょっとしたら、とたんに変な人、有線放送で流されちゃう人になってしまうかもわからないというふうなことも思うわけです。何でこうなってしまったか、やはり、社会と地域の変化で、子どもと大人が同時に参加する行事、例えば運動会なんか、村民運動会、ちょっと、今、1カ所しかなくなっちゃっているんですが、ああいうふうな、みんなで、こう、やる、あるいは、小学校から、小学校1年生から60代までの方がずっとリレーで走るというふうな、ああいうふうな行事が少なくなってしまうと、お互いに子どもと顔見知りする機会が本当に少なくなってしまうことにも、その辺に原因はあるのかなあと思うわけです。子どもを含めた地域一帯のつながりをこれからどう構築していくかということが、今、さまざまな努力がお聞かせいただきましたが、過去を懐かしがっても仕方はありません。子どものために地域が何か行事をする、いろいろやっております。子どものために魚釣り、つかみ大会やろうとか、いろんなことをやって、努力もみんなしているわけですが、私が思うに、一つは、大人の行事の中に子どもが重要な役割を持って参加できるような、あるいは、企画の段階から子どもと一緒に考えて、大人と楽しんで何かをやるというふうな、できたら行事も、前の質問と重複するかもしれませんが、地域と子どもとの関連で教育長に考えを聞きたいと思うんですが、その辺の、いわば、その辺、さっきありましたけど、何とか密接に子どもと顔見知りになるということが非常に大事だと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

○教育長

各地域の行事が昔に比べてだんだんに少なくなってきたということはお指摘のとおりだというふうに思います。それでも、現在、先ほども申し上げましたが、お祭りのおはやしですとか、踊りですとか、あるいは地域での敬老会ですとか、そういうところで活躍をしている子どもたちの姿も広報等で教えていただいているところです。そういう機会をできるだけ活用していきたいという願いが、まず、一つはあります。

子どもたちのほうから積極的にということでもありますけれども、やはり、子ども会活動でもPTAの皆さんが先に立って考えて進めていただいているところが多いわけでありまして。そういう中で、できるだけ子どもたちの活動を大事にさせていただくということをお願いしていきたいと思っております。

それから、あいさつができたということでもありますけれども、私が、この役場のところから下っていきまして、下平の信号のほうまで歩いていきましたときに、中学から帰ってくる女子生徒が「いってきました。」とあいさつをしてくれたことがあって、びっくりしたことがあります。かつては、そうやって地域の皆さんに、朝「おはようございます。」帰ってきたら「いってきました。」というような、そういうことが、皆様、ご経験だと思いますが、今は、なかなかそういうことができないわけでありましてけれども、心のうちには、やはり、そういうことも地域にあるんだなあということ

思いまして、その辺のところを大事にしていきたいというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 次に移りますが、児童の保護と健全育成を目的に、児童クラブが保健福祉課の管轄で行われております。

子どもの安全と居場所の質問の前段で申しましたが、時代の変化で、子どもの放課後と長期休暇で子どもの居場所で悩んでいる子育て最中の方が多いと思いますが、東地区にも児童クラブが欲しいという要望があります。現在の児童クラブは西地区にあり、東地区の子どもたちは利用しにくいようです。送迎のバスなど、交通手段はあることは存じておりますし、それなりの手は打たれていると思いますが、人見知りなどの点で全然気にしない子、そういう人も全然気にしない子、あるいは、中学へ行けば必ず一緒になるわけだから、子どもの小さいころからそこで一緒になっているのはいいことなんだよということは、わからないでもないわけですが、参加しにくいという気持ちも、ちょっとわからないでもないわけでありまして。現実には村に移住されてきて、奥さんの仕事の関係で、どうしても共稼ぎせざるを得ないと、だけど、子どもを預かっているところがないから、せっかく新築したのに転居してしまったという方もいらっしゃるし、東地区に児童クラブができないかなというふうな切実な訴えもありまして、私も、それなりに何回か行政のほうへ働きかけをしてきましたが、現在までには実現に至っておりません。正規の児童クラブというものは、恐らく、すぐには無理としても、放課後の小学校の空き教室を利用した子どもの居場所づくりができないかということ、そうした案は以前からもあったと思いますが、そのためにお年寄りの協力を得られないか、あるいは、たまたまりタイアされたお年寄りの中には子どもとかかわりを持っていたい方もいらっしゃるの、放課後の2時間とか3時間を子どもとかかわりを持つ、持っていただく形での居場所づくりを提案したいと思いますが、教育委員会の考えはいかがでしょうか。

○教育長 現在、児童クラブは、ただいまのお話のように片桐区民会館で行っているわけでありまして。西小59名、これ、登録でありますけれども、常時の利用は29名、東小が登録24名、常時利用が3名というような現状です。東小学校の子どもたちは、巡回バスを利用して西小の子どもたちと一緒に片桐区民会館にやってきます。それで活用しているところです。

それから、水曜日の放課後子ども教室は大草城址公園で行われておりまして、東小学校17名、西小学校から14名が、同じく巡回バスで大草城址公園へ行きまして活動をしているということでもあります。

東小学校の、その空き教室の利用ということでもありますけれども、現在は、この校内と外から利用できる部分との区切りというのが校舎内にはないわけでありまして、6時、放課後6時ころまでをある教室でもって子どもたちが活動してということは、管理上、現在のところ難しいというふうに考えております。

両地区に設置するというのは、実際に設置することになりますれば、設置の体制も現在の2倍になるということもあります。

また、両地区の子どもたちが現在のように一堂に会して、児童クラブは西、片桐区

民会館、それから、放課後子ども教室は大草城址公園というような、一堂に会して交流できる現在の方式というののよさということも考えて進めているところでもあります。現状であります。

○2 番 (湯澤 賢一) すぐには、なかなか解決しないっていう問題がありますが、日々悩んでいるという方などもいらっしゃいますので、また、私が思いますのに、社会教育委員会っていうのが、余り知名度が高くないんだけど、教育委員会の中にあって、その中の委員の方々、本当、非常に熱心に活動したり考えていらっしゃるということも私は承知しておりますが、こうした問題も、全国的な社会教育委員会の中では、結構、かなり、いろんな事例をつくってやっているといます。私も、以前、全国大会に行ったときに、そんな話もかなり聞いてきました。そうした意味で、子どもの安全と居場所の問題等について、教育委員会でも、社会教育委員会にも、ぜひ投げかけていただいて、また、そうすると違った知恵も出てくるかもしれないということも思います。教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 社会教育委員会では、議員も、かつて委員でおられて、お力をいただいたところでもあります。大事に考えていきたいと思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 以上で質問を終わります。

○議長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は11時とします。

[午前10時44分 休憩]

[午前11時00分 再開]

○議長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 鈴木絹子議員。

○4 番 (鈴木 絹子) 通告に従いまして2つの質問をします。

有害鳥獣の被害を少なくするために抜本的な対策を講じることはできないか、農作物の被害を少なくするためには何ができるか、農業者の生産意欲をなえさせないために何ができるかということで質問していきたいと思います。

8月31日のニホンザルの被害対策会議でもいろいろな意見が出て、まとめるのはなかなか難しいという実感を持ったのですが、そうは言っても、農家の死活問題であること、中川の基幹産業である農業を守ること、さらには、農業の将来にかかわることであるので、何とかよい方向に向くように対策を持つべきと思います。

毎年、猿の被害はあるということですが、ことしは殊さらに大勢の方が被害が大きいと言われ、困っている実情が話されています。

猿は、木に登って、枝に渡って物をとるので、猿の重みで枝ごと折れてしまうし、果物は食べ散らかされて売り物にならないし、何度も来るしということでした。

畑でもスイカがほとんどだめだったという話もお伺いしております。

そこでですが、被害の実態について役場としてまとめていることを示してください。

○振興課長 猿の被害対策ということでございますが、猿を含めまして、野生鳥獣による農作物

の被害等につきましては、各農家や各集落営農組合を通じて、村の有害鳥獣対策協議会、JAと役場が事務局でございますが、こちらのほうに報告をいただいております。被害につきましては、年間を通じて多種、多品目にわたるわけでございますが、今、お話がありましたように、深刻なものは、販売目的とした果樹でありますとか野菜、水稻などではありますが、販売用以外の家庭用の作物への被害も多く報告をされております。

また、この冬に各地区の営農組合長さん、それから猟友会の皆さん、また、小学校にも依頼をしまして、通学路での猿の目撃情報というようなものを報告をしてもらって、その被害地域と猿群の分布マップというようなものも作成をしております。

被害地域は、当初は南向地区の特に東側の山林に近い地域が中心でございましたが、次第に西のほうにも広がって、現在は、片桐の一部を除いて、ほぼ全域に広がっている状況でございます。

その猿の目撃情報、分布マップを参考にしますと、おおむね村内で7～8群くらい、1群30～50頭というような群れが生息していると推測をされるところであります。

把握状況については以上でございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 今、マップをつくっているということで、目撃情報についてお伺いしようと思ったんですけども、それが、もうマップには記されているということで、確認して、よろしいですね。

○振興課長 先ほど申し上げた調査の中で、目撃をいただいたものについてはまとめてございます。

○4 番 (鈴木 絹子) さきの会議のときにも役場の方が目撃情報の地図打ちについて必要性があるかと思うということで言われていましたので、ずっと振興課の廊下に張り紙がしてあったんですが、最近、気がつきましたら、目撃の、その目撃があったら教えてくださいというポスターというか、あれがなくなっておりますけれども、今年度についてもっていか、地図への打ち込み等はどの時期に行われて、今後の活用に仕方としてはどんなふうでしょうか。先回は、今おっしゃったように営農組合とか小学校、猟友会にチラシを入れてということだったんですけども。

○振興課長 営農組合、それから猟友会や小学校に依頼をして、まず、その情報の取りまとめをいたしまして、それを、その地図に落としてはございます。これは、ちゃんとまとめて、ちょっと公表をしてございませぬので、何らかの形で皆さんのほうにも見ていただいたり、これを参考に、まず、どこにどういう群れがいて、どういう被害があるかということ、今、取りまとめをしたところでございます。それをもとに今後の対策を考えていく一つの資料ということでございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 捕獲状況は、地域ごとに何匹とかいう形で集計されているでしょうか。

○振興課長 猿の捕獲ということでよろしいですかね。猿の捕獲につきましては、基本的に県の許可が必要になりますので、猿も有害鳥獣の個体数調整という中で、主には猟友会駆除班の皆さんにお願いをして、わなですとか、おりですとか、場合によっては銃を使っ

て捕獲をしていただいております。それは、すべて村のほうにご報告をいただいております。どこで何頭とったということについてはご報告をいただいております。

○4 番 (鈴木 絹子) 先ほどのと重なるかもしれないけれども、伝達、広報についてということで、営農組合、猟友会、小学校についていう話でしたけれども、一般家庭等にはどのようになされているのか、いないのか、教えてください。

○振興課長 一般家庭につきましては、具体的にいつ幾日どこに猿が出ましたという形では、今、報告はしてございませんが、村の広報等を通じまして、特に猿の対策、有害鳥獣全般の被害対策ですとか、そういったことも含めて広報をしておりますので、先ほどお話がありましたように、猿の目撃情報っていうか、マップみたいなことも、一時、掲示もしてございましたが、今後、そういった部分での情報の広報といいますか、周知ということについては、方法についても、また考えていきたいと思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 村の人たちの中にも慣れっこになってしまっている、また、またかなあ、しょうがないなあ、うちじゃないからなあなどで諦めている人も多いかと思いますが、そこを何とか伝えて、被害を少しでも減らすように村全体で取り組めるような対策を立てて、徹底をするべきだと考えます。この点では、村の考え方としてはどうでしょうか。お伺いします。

○振興課長 先日の猿の会議、対策会議にもご出席をいただいて、信州大学の武田先生、お招きをして、お話を聞いたり、まずは、やっぱり、その猿の、その習性といいますか、そういったことも皆さん理解をしていただいて対策に臨む必要があるだろうということ、ああいう会議を持ちました。それとともに、やはり、猿については、その一つの対策だけで、その被害を抑えられる、対策ができるということではないという話も、先日の話の中でもあったかと思っております。そういった意味で、行政、あるいは村の対策協議会としてできること、それから、個人といいますか、それぞれ地域であったり、その農家さんであったり、できること、そういったことを、ぜひ地域の中でも話し合っていていただいて、それについては、その村の対策協議会も一緒にかかわって対策を考えていきたいというふうに考えております。

○4 番 (鈴木 絹子) 私も、そのとおりでと思ってここに臨んでおります。

どうしても実際の被害がないと他人事になるくらいはありますが、中川村全体の問題として取り組むべきと考えます。

また、猿が畑のものを自由自在に荒らして味を占め、人が持ち運んでいるものでも取りに来るといことがあるということで、人に被害が及ぶことも十分考えられますし、先ほども言われましたけれども、南向では三共あたりの通学路によくあらわれるということです。私の飯沼でも、結構、通学路に出ることがあります。片桐地区では長い坂にあらわれるということも何回も聞いております。子どもたちに被害が出ない保証は絶対ありませんので、被害の出る前にできることはやるように対策をしていただきたいと思っております。

猟友会の活動についてですけれども、さっき猿のことについてはお伺いしたので、鹿、イノシシがどのぐらいの捕獲がされているかお伺いします。

○振興課長 鹿やイノシシについてですが、これについても、昨年度、26年度のその実績については、決算報告書の中にも資料がございますが、ニホンジカは26年度の捕獲頭数が469頭、約470頭、イノシシが39頭、このほかにカラスが29羽、ほか、タヌキですとかハクビシンの捕獲も行っております。

ちなみに、猿については35頭でございます。

有害鳥獣の駆除と申しますか、個体数調整につきましては、猟友会の有害鳥獣駆除班を構成をさせていただいて、中川村では有害鳥獣実施隊ということで任命をさせていただいて、年間を通じて活動をしていただいているところであります。

26年度の、その駆除活動の日数は、それぞれの方が仕事を持っていらっしゃるの、土日を中心に年間で39日、延べでは347人というふうにご報告をいただいております。

実際には、これ以外に、そのわなによる捕獲というのが全体の6割を占めているということですので、個々での捕獲を含めて、先ほど申し上げた年間での捕獲実績でございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 猿については、猟友会の人も本当は嫌だなあという思いがあること、しかし、農作物の被害を少なくするためには必要と決意をして協力されているよし、せめて報奨金の値上げをする手立ても一つの方法ではないかと考えますが、そのあたりではいかがでしょうか。

○振興課長 有害駆除の報奨金につきましては、かつて、こういった野生動物が少ない時期には、もう少し高いお金で出しておりました。ただ、非常に、その頭数が増えて、その捕獲頭数が増える中で、村の予算もだんだん膨らんできたという状況もございます。確かに、この間の会議の中でも、その地域のよって、この報奨金っていうのは非常に差がありまして、下伊那方面では比較的高い状況であります。上伊那の中では、標準的と申しますか、ちょっと、かなり地域によってばらつきがあります。確かに、大変な状況な中で、特に猿については、やはり、そういうお声もいただいて、過去には引き上げたということがあります。逆に、鹿、イノシシについては……失礼しました。全体には上げてきているということでございます。

鹿については、やはり、上伊那と申しますか、こう、かなり、その全域に広がって、長野県全体にも広がっている中で、国の補助金で個体数調整、捕獲をした場合には、村が単独で出しているところよりも高い、若干上乘せした金額でお願いをしているというところでございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 会議の中でも猟友会の方がおっしゃっていましたが、現役世代が高齢化していることや、そう人数が多くないことも考慮すれば、喫緊の課題かとも考えますので、ぜひご検討されますよう提案します。

次ですけれども、さきの対策会議の学習会の中でさまざまな地域の参考例を見せていただきましたが、中川村の地域ごとにも、例えば下平で追うから三共に来たとかいうような現状もあるわけですが、中川で追うと七久保、松川、飯島に行くことになるという話もありました。近隣市町村、あるいは隣接町村との連絡体制や連携は日常的に行われているのでしょうか。実態を教えてください。

○振興課長

今、やはり、広域的に、そういった野生鳥獣による被害が広がっているという中で、各市町村の枠の中だけではなくて、やはり広域的に取り組む必要があるということで、上伊那地域においては、管内市町村、それからJA、森林組合、農業共済組合、猟友会など、関係団体で上伊那鳥獣被害対策協議会という組織を構成しております。ここは、特に、その国の交付金を受けて広域的に実施する事業の補助金の窓口であったり、市町村が計画的に事業を実施する、そういった補助金の窓口になっておりまして、広域的な、その市町村の枠だけではなくて、ほかとも連携をして有害駆除を行うときですとか、中川村で実施する、その捕獲おり、くくりわな、囲いわなの設置も、この協議会の事業として取り組まれているところであります。

また、この協議会において、各市町村の被害状況、あるいは対策に関する情報交換も行っております。

○4 番

(鈴木 絹子) 次に行きます。

猿から農作物を守るため、被害に遭わないためにはということ、さきの学習会でも紹介されましたし、専門の書物にも猿の習性を知って対処することとありました。

1つ、猿が来ないような状況をつくることということで、おりを設置するとか、隙間のない柵をつくる、怖い目、痛い目に合わせる、ロケット弾、威嚇銃、空き缶の音が等音で脅かす、2つ、畑の作付のときに、外側に猿の嫌なものを植えるようにしたり、外側に背の高いものを作付して中が見えないようにする。3つ目、畑の周りにくず野菜を放置しないなど、全部で、確認できるだけでも10近くあるんですけども、いろいろ、先ほど言われたように、一つのことだけでは対応できなくて、複合的に取り組むものだと思います。

会議の中で先生に指摘されましたが、村の中で無防備なところが多いかと思えます。

昔は、人家近くには猿は来なかった、ここ20年ぐらいでぐんと増えたというお話もありました。

学習会でも挙げられていましたが、獣害発生背景としては3つあり、1つは里山の利用形態、農業構造の変化があります。これは、思うに、農政の失策でもあると思えます。高度成長期に経済を優先し、農業を大事にする政策をしてこなかった。まきを切って炭を焼いてということは非効率とされ、行われなくなった。若者が農業では食べていけない、親も継げとは言えないと、どんどん農業従事者が減って、農地が荒れ、里山の整備がされずに来てしまったことが非常に大きいものかと思えます。

美しい村である中川村の原風景を維持するためにも、本来、里山整備は不可欠だと思います。

2つ目には、野生動物の生息環境の変化が挙げられていました。温暖化等で森林植物の変化等があり、動物も、それに伴って移動したものです。

3つ目には狩猟圧の変化が挙げられていました。追い払いを徹底しながら個体数の管理をしていくことが必要かと思えます。

以上、生産農家の方が猿の被害を少なくしたい、できればなくしたいと切に思い、何とかしてほしいという願いをしっかりと受けとめてほしいです。

会議の中で、電気柵を設置していても電気の通っていないところを広げて出入りしてきたとか、先生の話は基本的だけでも納得ができない、全耕地を囲いなさいというような、そんな投資がやれる状況ではない、そんな金があるなら言わないという声もありました。

個人に負うところが大き過ぎても無理があると思います。

そこでなんですけれども、補助金を大幅に増やすことなどは、検討していただくことはできないでしょうか。

○振興課長

今、ニホンザルの被害対策という、増えてきた、その状況ですとか、対策については、今、議員さんからお話があったとおりにかと思えます。

農家に対する援助ですが、例えばですね、今まで、特に東地区を中心に整備してきた、その柵ですとか、そういったものも、単独ではとてもできないわけでありまして、その設置の補助、補助を使っておりますし、設置、それから、その後の管理も含めて、例えば中山間直接支払の事業、協定地区においては、そういったお金もうまく使っていただいたりとか、農家の負担は少なくされているというふうに思います。

わな、囲いわなの設置だとか、そのおりの設置については、先ほど申し上げた上伊那の対策協議会というところが事業主体になりまして、国の補助金、10分の10、100%で、今現在、行っております。

ほとんど広域的にやるおり、柵の設置ですとか、そういったものは、かなり負担なく、今、できるような、労務だとか、そういったことは別でございますが、制度がございますので、また、そういったところをご相談いただいでやっていただければと思っております。

○4 番

(鈴木 絹子) 役場だけ頑張れではなく、生産農家だけ頑張れではなく、地域ぐるみ、村ぐるみで取り組むように、村民が自分の問題として考え、対処していけるような抜本的な対策を何としても講じてほしいと切に思います。

また、村の取り組みとして、あのとき3つのことが挙げられていましたが、今おっしゃいました囲いわなについては、非常に効果があるようです。ぜひ、地域組織に積極的に提案していただいで、設置できるよう期待します。

農家、農業を守ることは、自分たちの食を守ることでもあります。自分たちの課題として取り組めるように、また、JAや営農組合とも連携して、縦横にやれることはすべてを取り組み、本気でリードしていただけるよう重ねて提案します。

次ですけど、鹿、イノシシについては、ジビエとしての活用を積極的に進めることを提案したいと思います。

鹿やイノシシから農作物や樹木を守り、自然の恵みを大切にしたいという願いから事業を立ち上げていらっしゃる場所があります。鹿肉については、既に薫製や缶詰などの加工品が商品化されています。精肉も東京のレストランに出荷されているというお話を伺っております。

また、村内の人の知り合いが鹿の薫製が好物で探していて、紹介すると非常に喜んでくれたそうです。できれば、もう少し値段が下がるとありがたいということとし

た。量産が進めば、それも不可能ではないと思いますが、独自で加工施設を立ち上げ、頑張っている事業所を応援したいと思います。

シーズンには猟師たちで山に入って、相当数の捕獲があるそうですが、処分できずに、その場で埋めてしまう猟師もいるそうです。

何でもあるけど何にもないと言われる中川村というふうに言われていますけれども、私は、そんなことはないと思います。

量は確かに多くはないけれども、何でもあるものの一つとして特産品の一つとする方向性を持つことができないかと考えますが、その点ではどうでしょうか。

○振興課長

野生獣、捕獲した獣、獣肉をそのまま処分するのではなくて、それを地域の資源、山の恵みとして活用していこうという趣旨で、平成 25 年度ですが、村の獣肉の加工施設をつくって、今、その猟友会の有志の皆さんを中心に、その加工組合を立ち上げて、その食肉の加工ですとか販売に取り組んでいるところであります。

村としても、そのジビエを村の特産品の一つとして位置づけをして、普及、その販路拡大をしていこうという中で、地域おこし協力隊も雇用して取り組んでおりますし、本年度、地方創生交付金、先行型の交付金を活用して中川村産ジビエのロゴの制作ですとか、村内を初め近隣地域の飲食店でメニュー化、また、加工品として鹿肉のソーセージの商品開発などを進めているところであります。

また、鹿皮を使った商品開発なども取り組んでおります。

今、お話がありましたように、鹿肉の薫製や缶詰を個人で商品開発をして頑張っている村の猟友会員もいらっしゃるしまして、こういった商品も、都市部で開催している村の物産展ですとか、美しい村連合の物産展などでも販売をしたり、PR をしているところであります。

そういった意味で、村としても、その一つ、村の特産の一つということで取り組んでいるところであります。

○ 4 番

(鈴木 絹子) 信州の各地でジビエの名前でいろいろ出ていますが、ぜひ、今、言われたことを発展させて、応援していきたいと思います。

2 つ目の質問です。

著しい勢いで繁殖している帰化植物の駆除についての積極的な取り組みについて質問します。

日本で最も美しい村、中川村は本当に豊かですばらしく、さまざまな植物や生物が生息し、中川村誌、上巻、自然編という形で記録されて存在することをとても誇りに思います。

しかし、近年、著しい勢いで繁殖している植物、アレチウリとオオキンケイギクを何とかしないと、本来の植生がだめになってしまう危機感を持ちます。この 2 種については、平成 18 年に特定外来生物として選定されました。これは、外来生物法の特定外来生物被害防止基本方針からくるものです。被害の判定は、在来生物との競合による在来生物の駆逐にあります。ほかにもセイタカアワダチソウなど 12 種類の植物が指定されております。

アレチウリについてですけれども、実は、私は天竜川の河川清掃に参加して、これは大変なことだと知った次第です。そのときに見つけたら抜いてくださいと言われて、堤防を進むと、まだ小さくて細いものが何本も伸びていて、ざっと200は抜き取ることができました。そもそも、このアレチウリは、輸入大豆に種がついてきて繁殖したそうです。生息地は河原、荒地、道端、畑地、樹園地、造林地などで広がり、夏の間にくんぐん伸びて数十メートルにもなります。夏から秋にかけて花が咲いて、種で増え、実には鋭いとげがあります。在来植物に絡まって、その上で葉を広げるので、下になった植生は日が当たらずに弱って枯れてしまい、周りの固有在来種が根こそぎ駆逐されてしまうおそれがあるとされています。1本から2万5,000の数の種が確認されたということもあったそうです。

中川村でも天竜川沿いや沢沿いに多く見られるように思いました。

国土交通省千曲川河川事務所は、抜き取り作業によるアレチウリ駆除のマニュアルを整備していて、1つ、種をつける前に抜きとる、2つ、できるだけ小さいときに抜き取る、3つ、一年に数回抜き取る、4つ、アレチウリがあらわれなくなるまで数年間抜き取るとしています。

次にオオキンケイギクについてです。

これは花枯れ姿が汚くないという理由で緑化のために道路ののり面などに利用され、ポット苗として生産、流通されていた時期もありました。しかし、余りの強靱さのために、一度定着すると在来の野草を駆逐し、周りの景観を一変させてしまう性質を持っています。華やかさから庭に植えている人もいます。

しかし、栽培、生きたままの移動、販売は禁止されています。

対策としては、刈り取る、抜くなどして、2～3日干して枯らしてから市町村のごみの分別法に沿って処理するようになっています。場所によっては除草剤も可能とあります。

こうした植物の特徴について啓蒙とか広報とか、どのようにされているのでしょうか。

○住民税務課長

啓蒙、特定外来植物についての啓蒙ということでご質問でしたので、お答えをいたします。

議員さん、ご質問のように、千曲川の河川事務所、それから、長野県では、県がアレチウリ駆除大作戦ということでチラシ等も作成して、広報もしております。村でも、それらの資料、それからまた、村独自で、アレチウリ、それからオオキンケイギクの駆除をしましょうということでホームページにも掲載しておりますし、あと、毎年の保健部長会で保健部長さんに地区の作業で抜き取り、刈り取りをお願いするように、毎年、しております。

やはり、今、おっしゃられましたように、複数年、抜き取り、または刈取りが一番有効的ということでございます。ですので、そこら辺もあわせて、作業していただくときに、毎年、監視をして抜いていただけるようお願いをしております。

○4 番

(鈴木 絹子) いろいろされているということで、知らなかったもので、すみません。

それでも、駆除活動と一緒に、特定外来生物として写真と特徴をまとめたようなものを各家庭にも広報していただけたらなあと思います。

昨日の長野日報に辰野の取り組みがありまして、葉をてんぷらにして食べたとか、草木染にしてハンカチをつくった、3年目になって効果は出ているというようなことが書いてありました。

ほかにも新聞報道等で近隣の市町村の駆除作業が掲載されておりました。

中川村でも、今、保険部長会議ですか、話してありますということなんですけれども、地域にそれが帰ってきていないような印象を受けます。例えば親子で競争しようとか、シルバー作戦とか、美しい村守り隊とか、いろいろネーミングをつけたり、スタンプラリー形式にしたりなど、工夫をして、もっと積極的に、大々的に呼びかけて駆除活動を実施していただけるよう、改めて提案します。

このことは、本来の植生の生存を守ることでありますし、日本で最も美しい村である中川村の景観維持にもつながるものと考えますが、村としてはどうお考えでしょうか。

○住民税務課長 駆除につきましては、広報とかだけでは、それぞれの地域でもなかなか取り組んでいただけないということは、こちらも承知はしております。

村といたしましては、平成21年から25年までに4年間ですか、5年間、駆除に取り組みました。実は、毎年、約60人くらいの方をお願いして、河川、それから道路のアレチウリ、それからオオキンケイギクの抜き取り、それから処分ということで行いましたが、実際に手で抜き取るということ、それからまた、最後に処分をしなきゃいけないということで、非常に労力がかかる事業であるということは、承知はしております。

議員さん、おっしゃられたように、てんぷらとか、今、また、いろんなことが始まってきておりますので、そういうようなことは、また、これから調べて、駆除のほうに取り組んでいくときに参考にしたいと思います。

あと、オオキンケイギクにつきましては、個人の方の庭にわざわざ植えておられる方がいらっしゃるというようなお話も存じております。村で行った駆除のときには、個人の方の土地については抜き取りをしておりません。これは、個人の方の土地ですので、村で抜き取ることはできないということで、この事業の場合には公有地を対象にして行いましたが、個人の方で植えておられる方にとっては、このオオキンケイギクというのは植えてはいけない草ですし、植えていくと広がりますよというようなことは伝えてもらうように、作業の方をお願いをしております。

村での抜き取り作業が終わった後も、村の、現在はながわ美し隊というようなことで、道路環境の保全というようなことで事業に取り組んでいただいております。その中でオオキンケイギクとかアレチウリも一緒に刈り取って処分をしております。

○4 番 (鈴木 絹子) 21年から24年の5年間、継続して取り組まれたということで、ああ、やっぱり中川村はすごいなああと、今、改めて思いましたけれども、それにしても増え続けるものであるので、駆除をしていかなければ、また、どんどん増えていって

しまいます。本当にアレチウリの姿は、電信柱に、こう、支えになっている鉄線を通して、ずっと、こう、覆いかぶさっています。すごい生命力だなあとはい思いますけれども、ぜひ、28年度には活動として何か計画されていてほしいと思います。

ここで質問を終わります。

○議 長

これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時37分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 大原孝芳議員。

○8 番

(大原 孝芳) 私は2問の質問をしたいと思います。

まず、最初に人口減少にどのように立ち向かうのかという題で質問をしたいと思います。

今回、一般質問の中で他の議員からは、これに関連して、まち・ひと・しごとの創生法に基づくいろんな質問が出ました。

私は、人口減少についてどのような施策をとるかという観点から、少し変えまして、例えば、中川村が人口が減少した場合にどのようなことが危惧されるか、あるいは、村民たちがどのような備えをしなきゃいけないか、そういった観点から、村長の皆さん、また職員の皆さんと話をしながら、村民の皆さんにも人口減少ということがこれからどのような形で起き、どのような問題が発生するかということを少しわかっていたら幸いかなと思います、こんな質問を提起させていただきます。

まず、前段としまして、人口問題というのは、これは、少子高齢化という話については、私が認識しましたのは20年ほど前にさかのぼると思います。私は、皆さんも御存じかもしれませんが、当時、樋口恵子さんという東京女子大の教授、あるいは評論家で活躍しておった方がいらっしゃったと思います。その人が、もう20年ぐらい前から少子高齢化が起きるということを警鐘を鳴らしていました。しかし、国民の多くの方が、また、村民の多くの方が、そんなに先のことについては考えずに、今日みたいな、そんな危機感を持たずに今日まで来てしまったかと思っています。というのは、当時、皆、それぞれ、20数年前はみんな若く、まだ、自分たちの生活の中にそういったことを感じられなかったかなと思います。しかし、今日に至れば、周りの子どもの数、あるいは自分の家庭を顧みれば、本当にこんな時代が来てしまったのかと実感させざるを得ないと思います。

それから、今日のいろんな国からの報告、私は、去年、あるいはおとしにも言いましたが、増田レポート、日本創成会議の増田寛也氏が言ったように、人口が減ってしまえば消滅する町村が出てきてしまう、そんなようなショッキングなことを言われまして、私もこの場で質問をしました。しかし、そのときの村長の答弁は、非常に、そのときについては、その裏にはですね、いろんな意図的な、消滅するなんていうこ

とは、本当に、限界集落というような言葉はございましたが、町村が消滅してしまうというようなショッキングなことについては、何か、いささか懐疑的であるというような村長の答弁もあったように記憶しています。

しかし、今日の創生法ができるに至っては、先ほどの議員の答弁にもありましたが、アベノミクスの地方への行き渡りが滞っているために、今回、創生法を行う、あるいは増田レポートについての、そういった危惧感を持って今回のまち・ひと・しごと創生法が施行されようとしている、そんなふう思う今日でございます。

そうした中で、国の考え方としましては、2008年に日本の人口が1億2,000万何がしで、一番ピークに達していると、それから、もうずっと、2015年、ことしは15年でございますので、ずっと下り、少なくなり始めている、それから、2060年、これから45年先ですか、についてはですね、もう1億人にしたいと、そういった一つのコンセプトで、日本創成会議、あるいは今回の創生法が成り立っているかと思えます。

そうした中で、今回、村の、議会のほうにもありましたが、将来の人口がどういふふうに移っていくかというようなことが、人口ビジョン及び総合戦略をつくらなきゃいけないもんですから、村のほうでも、今、つくり始めているということで、議会のほうにも示されています。そうした中を見ますと、現在の5,000、例えば2010年の表で見ますと5,074人が、例えば、国立の社会保障人口問題研究所、社人研と呼んでいます、社人研の資料をもとに資料をつくっていただいているんですが、何も例えばしなかった場合、創成会議で行きますと、2060年には中川村の人口が2,300人、2,370人って書いてありますが、今の5,000人が2,000、ほとんど半分以下ですかね、になってしまうという数値が出ていると、それから、例えば、今、言った社人研と呼んでいるんですが、社人研が出している数字で、例えば出生率が上昇して、例えば、その出生率というのも、中川村では、今、出生率は1.6何がしだと思いますが、全国では1.4ぐらいですか、そうした中において、中川村が、例えば、それを上回る2に近い1.8とか、そういったことが、もし可能であれば、2060年には、それをもっても3,600人になってしまう、そんな数字が出ているわけでございます。しかし、私たちが日常の中でこういった数字を見ても、なかなか、その実感として、確かに周りの子ども、例えば自分の子ども、孫とか、それについても、今、非常に少なくなったなど、そういう実感はあるんですが、そういったことを本当に受けとめるという、こんな、そういうことが、これからどんどん進んでいくという、中川村の人口が半分に減ってしまう、そういったことを村民の皆さんが本当に実感として感じられるか、それから、どのように考えているかということが、私は大事、そういうことを知りたいということでもありますし、また、ぜひ、村民の方に一緒になって、そういうことが、時代が、もし、45年先ですが、来てしまうのではないかと、やっぱり共有していくことが大事だと思います。私たち議会、あるいは行政側も、そうならないために、一生懸命、今、施策を考えているんですが、実際に、そういうことはなり得るということ、まず、私は住民の皆さんが承知しなきゃいけないと、そういうことを考えるわけでございます。

したがって、まず、1番の問題としまして、ここに書きましたが、村の人口減少が、こう、今、私が数値で、今、言ったんですが、進んでいった場合に、そのどういう、例えば、今の5,000人の人口が、今のその推計よりも鈍って、遅くなって、少しずつ減っていくっていうならいいんですが、こういったことが起きていった場合に、行政の皆さんとしてはどういうことが、その減っていくことによって起きてくるかということも、私は村民に知らせなければいけないと思います。つまり、施策を考えるので、そういったことは、つまり、結果、マイナスになったときのことは余り想定をせずに、一生懸命やったけど、結果、なってしまったからっていうよりも、まず、人口が極端に減っていった場合に、どういうことが行政の皆さんから見て、住民のサービスに対して想定される、そのリスクですかね、そういったことが、やっぱり住民の皆さんにもしっかり承知しておいていただかないと、私は、これから、そういったことに、いろいろ創生の問題で事業を行っていくためにも、非常に、私は、そういうことを承知していてやるのと、意識が足りないために後で結果だけで評価されてしまう、そういったことになってはいけないと思って、こんな質問をさせていただきます。

特に、地方が、例えば消滅する、あるいは、過去にもございましたが、合併しないと村が行政的に破綻してしまう、そういったことが過去にございました。しかし、私たちも自立の道を選んで合併しなかったわけがございますが、今日みたいな立派な成績で、今、中川村は経済的に存続しているわけがございます。

したがって、そういう国、あるいはいろんな報道の中で、人口問題というものを私たち村民が的確に、また、起こり得ることもあると、非常にリスクとメリットの辺をしっかりと認識する必要があると思って、お聞きしたいと思います。

1番について、まず、ちょっとダブってしましますが、今のようなことを、そういういろいろ問題になるようなことを村民と共有する必要があると私は考えていますが、村長のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長

若干、今のお話の中で、質問から、通告いただいた質問から若干読みとれない部分も入っておりますので、適当な答弁になるか不安もございますけれども、ちょっと私のほうから話をさせていただきたいと思います。

まず、現在、示されております中川村の人口の将来見通し、これにつきましては、一定期間の人口の動きによる、あくまでも推測です。そのために、このとおりに減っていくという、かもしれませんけれども、こんなにも減らないかもしれない、だから、先に、この表、人口が60年後にはこうなるよとか、そういう数字だけが先にひとり歩きするというのは、これ、かえって住民の皆さんの混乱を招くと、推計の方法によっては、こんなふうな動きもするよというような意味合いで、そうは言っても、中川村、27地区ございますけれども、それぞれの地区での担い手も高齢化してきている、あるいは若者も減ってきている、保育園児や小中学生も減ってきている、そんな中で、行政としては、とにかく地域力を維持していく、あるいは村全体のそういう担い手になっていただく方の数を確保していくためにこういう施策を行っていきますよ、それが今回の総合戦略かなというふうに思っております。ですので、住民の皆さんには、当然、

一応、推測の表はつけますけれども、それを、こういう施策を行いながら、こんなふうに人口の減り方を抑えていきたいと、それが人口ビジョンと総合戦略というふうに考えております。これらが、今回、10月末までに策定ということを目指しておりますが、策定し、昨日の答弁の中でもお話をさせていただいたとおり、住民の皆さんの理解、あるいは協力も得ていく内容もごございますので、そういったものについて周知をしていきたい、それから、また、この短い期間での検討ですので、当然、今後の動向も見ながら、あるいは、今回の策定段階では気がつかなかったようなこと、そういったものがございましたら、常に見直しを行いながら、必要なものは加えていく、また、そういったものについては、住民の皆さんにも改めてお知らせしていく、そういうふうに考えております。

○8 番 (大原 孝芳) 課長の答弁もごもっともだと思いますが、私も、例えば、いろんなことを言ってですね、住民の皆さんを不安に陥れるとか、逆にですね、やっぱり、それ、やっちゃいけないと思うんですね、不安にさせてはね、逆に希望を持っておってもらわなきゃ困るんですが、しかし、例えば、人口は、多分、恐らく共通の認識だと思うんですが、人口は必ず減っていくっていうのは、まず、否定、誰も否定できないと思うんです。今の状況の中でですね、だから、どの程度のレベルで減っていくかっていうことが、今、議論されている中で、そして、私が、全協の中でですね、説明されたときに、いろんなシミュレーションがあつて、幾つか、4つぐらいがあつて、例えば、どれを選択するんですかって言ったら、それは策定委員会の中で、また決めていくっていうことなんですけど、どういうふうに行政の皆さんがそれを、行政の皆さん、あるいは策定委員会のほうがどれをとるかっていうことなんですけど、私は、その住民の皆さんに不安をあげるんじゃないんですね、やっぱり減っていく中において、自分たちが何に対して備えなきゃいけないかと、そういった問題に対してですね、そういうことを喚起するためにも、不安をあおることが目的ではなくてですね、注意喚起っていうんですかね、やっぱりやる気を出して、逆に、それを知ることによって、じゃあ、自分の責任って何なのって、例えば、私たちは、60年ぐらいには、多分、恐らくないでしょう、45年後ですから、ですけど、やっぱり、そういった意味の、やっぱり、その、何ていうんですかね、啓蒙っていうんですかね、数字がひとり歩きしてはいけないんですが、そういった意味で、行政の皆さんも、私たちもそうなんですけど、問題に対して向かっていく、そして、一生懸命ここで議論して、人口を何とか落とさないようにいい村をつくらうっていうことも、それは、当然、やらなきゃいけないことなんです。しかし、住民の皆さんの力をお借りするにはですね、やっぱり、こういうことが起きるといってもですね、やっぱり知っておっていただいたほうが、私は、村民と一緒にあってこういった時期を乗り越えていくには必要な一つの対応じゃないかなという意味で質問させていただいています。

村長は、ちょっと、それに対してお考えがあればお聞きしたいと思います。

○村 長 人口減少になったらどういう問題点が発生するかということというようなご質問もありましたが、そのことは通告になかったので、準備をしていなかったんですけど、

今、お話をお聞きしながら、どういうことがあるかなと思ってざざっと列挙してみたら、みるみる数が増えていくというか、例えば、子ども会が今でもなかなか子どもが少なくなっているのが、ますます少なくなる、もっと行けば、小学校が、今、2つあるのが統合というようなことだってあるでしょうし、地区作業とかもだんだんごしたくなっているのが、もっとごしたくなるだろうし、どんちゃん祭りのみこしが担げないっていうのも、もっと担げなくなるだろうし、来年は、葛島とか、横前とか、あちこち御柱をみんなでやりますけども、そちらのほうもですね、そういうお祭りも、大きなお祭りもやっていけなくなっていく可能性があるというふうに思います。そういうことだけではなくてですね、村のほうもですね、もっと言えば、お店、お商売もですね、消費者が減るということですから、村の中で買い物をしてくださっている方々の数が減ってくると、お商売としても今までのままでは成り立たなくなっていくって、規模が小さくなるとか、あるいは、くしの歯が落ちるように数が減っていくっていうこともあるでしょうし、もっと行くとですね、例えば、今の人口を規模にしてやっている水道だとか、そういうような村のインフラにしても、少ない人数で今のままだとすると、オーバーステックになってくると負担が大きくなってくる、ここのユーザーにとってはですね、その辺が維持できんのかとか、村営バスについてもとか、公共交通についても、人口が減ったら利用者も当然減るでしょうし、じゃあ、どこまでやるのかみたいな形のことが、だんだん、そういう話が具体的にせざるを得ないような状況になってくるということは考えられるかもしれないなということで、今、お話を聞きながらずらずらっと、こう、メモしたら、いろんなことが思い浮かんだわけなんですけども、本当に、基本的なところに、やっぱり人口っていうのは影響が出てくるであろうというふうには思います。

いろいろ、おっしゃったとおり、いろんな推計が出てきているわけなんですけども、それが、おっしゃったとおりですね、なかなか漠然とした危機感として、みんな、これから、子ども会も小っちゃくなってきたなとか、だんだん地区作業もごしたくなってきたなあみたいなことはあるんですけども、じゃあ、その中で、一体全体どうするのかみたいなところを考えたときに、やっぱり、そこから先に踏み出す、漠然とした状況に、ちょっととどまっているっていう部分は、おっしゃるとおりかもしれないなというふうに思います。

この間、総代会があったんですけども、そのときにすべての地区を細かくやったんじゃないくて、大きな折れ線グラフで幾つかの特徴的な地区を総務課で挙げてくれて、そのリスト、折れ線グラフを示したんですけども、やっぱり、地区ごとの変化みたいな形になってくるとですね、そんなに下がらないところもあるし、結構、今のままだで行くと下がってしまいそうだっていうふうなところもあるし、そうなってくると、やっぱり、総代さん方もですね、ちょっと膝を乗り出して、おお、おおっていうような感じになってくるので、やっぱり身につまされたというか、自分たちの問題として危機感を持って、具体的に持っていただくには、やっぱり地区ごとに、どうこうといいますか、何々、柳沢地区だったら、今のままの、過去のあれから機械的に推計した場合、

何年後にこうなって、何年後にこうなってというふうな線をですね、見ると、やっぱり、みんな、おお、ちょっと、これは何とかせないかんっていうふうな、もうだめだになっちゃったら元も子もないわけなんですけれども、何とかせないかんっていうふうな感じになってもらうためには、こう、地区ごとの数字、現時点での見込みというものを、一旦、こう、認識した上で、じゃあ、どうするのかっていうふうなところが必要なかなというふうなことは感じているところでございます。

○総務課長

大原議員の言っておられることも一部は理解するんですけれども、例えば、去年は第5次総合計画の後期基本計画を策定したんですけれども、これは、もう以前から26年は策定しなきゃいけないということで事前にわかっておりまして、当初から準備をして、3月まで、ほぼ一年間かけて策定したわけです。その中では、9月下旬から12月上旬までかけまして、各地区で懇談会を開催しました。各村民の皆さんの意見等もお聞きしたわけなんですけれども、今回は、去年の11月に国ではまち・ひと・しごと創生法を公布しまして、大看板を掲げたわけなんですけれども、実際は、市町村でこの計画を立てるための詳細っていうのは、なかなか示されませんでした。議員の皆さんも町村のほうへ研修に行かれて、1月ですか、行って資料をもらわれてきたと思いますが、概要版的なものはちょこちょこ出てきたんですけれども、市町村が、実際、それじゃあ、国の考えていることを酌み取って、国の方針にのっとって策定するとなりますと、最終的に国の細かい部分まで全部わかる資料が手元へ来ないと始まらない、それから、今までも議会の皆さんに全協等で報告をしながら進めてまいりましたけれども、この一環として、急遽、26年度補正によって生活支援、地域経済の活性化、いわゆる村でも商品券を発行して、こういう事業も急遽やれと、あるいは、地方創生の先行型をやれとか、そういうものが先にやれという打ち出しが来て、その後、着手しております。ですので、一年間なんていう有余なくて、半年ぐらいでつくれている、最終的にはそんな動きなんです。そんな中では、当然、前もって計画をしているものじゃないですし、先ほども言ったように、日程調整しながら地区の懇談をやるですと、相当な日数かかるわけなんです。現実的には、27地区ですので、単純に27日で済むっていうふうじゃなくて、始めてから終わりまでの時間っていうのはどうしてもかかってしまう、そんな中では、本来、住民の声を一人一人から聞くのではなくて、アンケート調査で住民の声を掌握させていただいていますけれども、アンケートをお願いした際には、一応、国のほうの人口の動き等の将来的なものも含めてお示ししながら、これに対して村でも打開策を考えていきたいということ、資料を入れまして、アンケートをお願いしております。

それから、先ほど村長の答弁の中でありましたとおり、総代会におきまして、やはり、地区の担い手を確保という上では、転入、転入される方、移住される方の受け入れのこともございますので、地区で考えていただきたいということで、村の人口の現状分析と将来推計、それから地域力の維持、向上のため、村が、今、考えている支援、そんなものをお話しして、地区でも検討されたいというお願いをしております。

以上です。

(大原 孝芳) 今の答弁で見る限りあれですね、だから、私は、今回、例えば、総合戦略ができたときにですね、住民に向かって、また、各地区懇談会をやるとか、そういうふうじゃなくてもいいと思うんですが、私も、総合計画のときにですね、議員がみんな張りついて1回か2回は出ているんですよ。後期計画のときのね。ただ、やっぱり、私の感度ではですね、住民の皆さんって、やっぱり、なかなか、そんなに深刻にはね、中川村の人口が減っていったらどうなるのっていうことについては、余り、私の地区でも余り話題にならないし、ですから、まだまだ十分間に合う時期でございますので、ぜひね、いろんな場面で、こう、大きな手間をかけてですね、職員の皆さんが行って説明するというのもできればいいんですけど、できないと思いますので、やっぱり人口問題っていうのは、その意識の問題で、村長も言ってくれたんですが、やっぱり、そういうものを持っていて取り組むのですね、ただ漠然と、何か国がやるからやろうみたいなのは全然意味が違うと思うんです。したがって、私は、こういった機会を通じてですね、村民の皆さんに、やっぱり、人口が減るっていうことはね、さっき村長が言っていたようなことが起きてくるときに、これから将来の子どもや孫のときに大変なことになってしまうっていうことを、やっぱり家庭の中でも話していただいたりですね、そういったことを、ぜひ、考えていっていただきたいということで、総合戦略についても、また、発表するときに、行政のほうでもですね、ちょこちょこ、そんなようなことも発言していただきたいなということで、村民に対して、そういう理解をしていただくと、その人口減少についての、極端なあれで、半分になってしまうっていう統計もあるっていうようなことでもね、結構ですので、まず、それで、1回、1問目の質問は終わります。

それから2番ですが、村の総合後期基本計画ができて、それについて進んで、また、地方創生のほうでの総合戦略が10月にできるということで、それから、先行型についても、もう具体的に今回の補正で載っていますし、どんどん、非常に積極的にやっていただいているもんですから、これは非常に安心しているわけなんですけど、1番の質問と一緒にいると思いますが、やっぱり住民の皆さんが、例えば、例えば、いろんな戦略っていうのはね、結婚、例えば婚活して結婚すれば子どもは増えるとかですね、それから、定住促進で都会から来てもらうとか、それで、例えば、若い人たちが仕事場がないから、仕事をですね、中川村でつくってあげるとかですね、そういうのも当然大事なんですけど、将来、中川村にどういうふうな住み方をしたいとかですね、ちょっと私も、非常に質問が、ちょっと甘くて申しわけなんですけど、具体的に、つまり、私は、大事なのは、将来どういう住み方を中川村でしていきたいなということですね、人口が減っていくイメージとか、そのいろいろ、そして仕事があったりするっていうこと、大事なんですけど、やっぱり、それって、私は、いろんな文献、読んでいる中で、やっぱり、そういうのがないのですね、なかなか、例えば、仕事があるから、中川村に仕事があるから中川村へ大勢人が来るだけじゃないと思うんですよ。例えば、今みたいな働き方ですよ、例えば、中川村へ来て、ものすごいハードワークをするんだっただけですね、何の意味もないわけなんですよね。例えば、都会の

人は、なぜ中川村へ入ってくるかっていったら、やっぱり都会の生活のハードワークから逃れたいとかですね、とか、だから、やっぱり生活の仕方、そして生き方とかですね、そういったものが、やっぱり伴って、この村に住んで、中川村でついの住みかとして住んでいきたい、完結したい、中川村で、そういったことが、私はますます大事になってくると思います。

したがって、例えば、今、5年間、国でお金いただけるっていうことで頑張ってもらいますよね。私も前回も言ったんですが、じゃあ5年後からどうするのっていう話になってしまうんですね。きのうも、村長のはしごを外されたっていう話もございましたが、つまり、これは本当に取っかかりであって、私は、人口が減っていく中で、それから、極端な減り方はしなくても、それで、今、今回の創生法のを活用されて、そして、いろんな村に活気出てきたと、そして、村民も非常に喜んで、それから、多少、子どもを中川村で産みたいとか、育てたいとか、そういった人も増えてきた、そういう中で、中川村っていう村でどういうふうに完結したいかと、そういう、まあイメージ、私は、今回、質問に対してイメージで言っているんですが、そういう提案ですね、例えば生き方の提案とか、例えば、仕事を持ってくれば、働き場所を持ってくれば、若い人たちは子どもを産むかっていうと、私はそうじゃないと思うんですよ。やっぱり、なぜ子どもを育てるかっていったらね、将来に対するね、安心感、あるいは夢があるから子どもを産んでいくんですよ。だから、そこが欠けていたら、中川村で、例えば、夫婦共働きで、都会と同じような働き方をしていたらね、中川村に来る必要はないと思うんですよ——ないというか、そういうことじゃないと思うんですよ。したがって、私は、ちょっと質問が、文字が足りないもんですから、回答していただくに大変かと思いますが、ある時期に、具体的な中川村にどういう形で住んでいただきたい、どういう中川村のライフスタイルを送っていただきたいとかですね、そういうこともプレゼンしていくような必要があるのではないかと私は考えています。

先だって、私たちの議員の中では、議会、議員研修がございまして、毎日新聞の論説の彼が言っていたんですが、長野県って、市町村合併、平成の大合併の中で、一番、村が残っちゃった県らしいです。147 町村あるっていうんですかね、今、中川村、な長野県は、です、つまり、それがすばらしいって言ったんですね。すばらしいってことは、逆に、それを小っちゃい人口の中で、それを何とかしていこうという、その気持ちがあるっていう人たちがいるっていうことが長野県はすばらしいって言ったんですよ。そういうふうに見ていてくれるところがあるっていうのは、私は本当にうれしかったんですが、やっぱり人口が、例えば5,000人から間もなくどんどんどんどん少なくなっていくんですが、そういう中で、中川村に住むですね、そういうアイデンティティっていうようなものが住民の中から生まれてくる、そういうようなことを、行政はハード面、あるいはソフト面もあるんですが、いろいろ行政サービスをする中ですね、そういったものも、何とかプレゼンをね、していけるようなことにならないかというような思いで、今回、質問をさせていただいています。つまり、住民の自立を促すっていうんですかね、やる気を出すために、そんなようなことも、

ちょっと回答に困ると思いますが、私は、そんなような考えでいるんですが、そこら辺はいかがでしょうか。村長、どうですかね。

○村 長

いただいた通告の一番最後のところの質問で用意したのに、ちょっとかぶってくるかなと思ったんで、前半の質問の最後になってしまうかもしれませんけども、やっぱり、私は、中川村に越して来てですね、やっぱり、こう、村の人たちが、みんなそれぞれに、農家の人はみやましいものをつくるっていうふうなことかもしれないし、それから、野球とかですね、いろんな、そういう自分のやりたいことが、皆さんそれぞれあって、文化祭のときには、よく言うように、こう、立派な作品が出たりとかですね、それぞれみんなが自分のやりたいことをしっかり持っておられて、それに、こう、邁進してですね、取り組みながら、かつ、そういう形で人生を楽しみながら、かつ、みんなで草刈りしたり、バレー祭やったり、収穫祭やったり、慰労会やったりっていうような形で、地域で、みんなで、こう、思いやりながら暮らしていくっていうのが、本当に中川村のいいところだし、そういったものが持続していくことが、その個人個人の思い入れを追及もできつつ、そしてまた、隣近所やら同学年の人たちと一緒に、こう、助け合ったり、楽しみ合ったりしながらやっていけるっていう、そういうことができ続けられる村であれば、すごくいいなというふうに思っております。だから、それは前から事あるごとに申し上げてきたことかと思うんですけども、そんなふうな村になっていけば、たとえ、その収入的にですね、ぜいたくができなくてもいいんじゃないのかな、人口がこれから減っていくと、とりあえずは、子どもの数が減って少子高齢化っていうことになってくると思いますけど、いずれ、申しわけないけど、残念なことですけども、高齢者の方の比率も——比率というか、人口、絶対数も減ってくるだろうし、そういうふうになったところで、どこかでですね、若い、子ども、15歳以下の子どもの人口と、それから生産人口と、それから高齢者人口とっていうのが、こう、何となく平衡したところがあって、そこで、こう、今、言ったような形で思いやり合いながら、支え合いながら、それぞれの人生に向き合いながら、楽しみ、楽しんで生きていけるような、そういうふうな、村として平衡していけば、持続可能な状況になればありがたいなというふうに思っています。

○8 番

(大原 孝芳) 私も、ちょっとここに書いたんですが、その未来の予想に対して、適度の緊張感と、やっぱり、しっかり希望を持って誘導してほしいというふうに書いたんですが、やっぱり、今、言ったように、大変なことになるっていうことと、それから、その希望っていうんですかね、やっぱり、この村で、人口がですね、減ってもですね、大丈夫だよと——大丈夫っていう言い方は、ちょっとおかしいんですが、いろんな施策を打っていただいているもので言えるんですが、その中で、中川村はですね、これから、多分、人口が若干減るにしてもですね、皆さんたちが本当に幸せになれるような村になっていきますよ、しますよっていうね、そういうことが、当然、そういうお気持ちで行政の皆さんもやっていますし、私たち議会でも、そういうことを目的、願いは一緒なんですけど、どういうことが起きててもですね、今、先ほども言ったんですが、国の——国っていうか、増田レポートを挙げたんですが、地方が消滅してし

まうとかですね、そういうことに躍らせられないように、課長にも言われちゃったんですが、そういう意味でいっているわけじゃないんですが、そういうふうには、やっぱり夢を持って、この村に住んでいただけるっていうようなところはですね、やっぱり絶えず、行政の皆さんもですね、我々もそうなんですが、やっぱり発信してですね、そして、頑張ろう、頑張ろうって言ってね、村民の皆さんとともに、言葉だけではだめなものですから、いろんな村の施策に対してもね、積極的に参加しなきゃいけないし、そういうような気持ちを持ってですね、この今回の国の利用、あれを活用しながら向かっていくとですね、おのずからいい結果が出てくるのではないかと、そんなような思いでいます。

3番目の質問は、今、村長に私が質問する前に言っていたのですが、それに尽きるということでしょうかね。村の、今、村長は、非常に、私は、村長はですね、現実的に、今、いろんなことも聞かせていただいていますかね、やっぱり、大きく、いろんな幅広い夢っていうんですかね、そういう、哲學家ですからね、いろんなものを持っていると思いますので、何か、やっぱり、村民の、こう、何ていうんですかね、生きていく中のね、例えば、こういう時期に、やっぱり心構えとかですね、やっぱり、自分たちって、いろんな、こう、ストレス社会である中ですね、やっぱり、どういうふうにかようなものに向かっていくことがね、村民益になるとかですね、そんなようなことも、ちょっと、もしお考えあれば、今、聞かせていただければと思います。

○村 長 地方っていいですか、中川村のよさっていうのは、何か自分のやりたいというときにですね、いろんなことができるというところがいいと思うんです。都会で、ひとり暮らしで、それは、何かするっていうことも、もともとお金もかかって、生きていくだけでも大変、住宅の費用とか、食料とか、大変なことになるわけですけども、その辺のコストも小さく済みますし、そしてまた、特に、例えば農業なんかだったら、その遊休農地もあってですね、ぜひ、やらせてくれという話になったら、そんなもん、俺の農地を貸すかっていうような話で、全然、どうしようも動けないみたいなことはないと思いますし、いろんなことが、制度的にも、いろんな支援策みたいなこともありますし、そういうものをうまく利用しながら、こう、自分の才覚で、自分でこうして、こうやって、こういうふうなことをすればうまくいくんじゃないのかなっていうことを、こう、都会に出て人に言われて、何かわけわからんままに使われて、あれをしろ、これをしろって言われて、その目的とか、そういうことに悩んで、しんどい思いをしながら、何のためにこんなことしないかのかかって悩むのではなくて、自分で、こう、計画立てて、失敗しても、それを試行錯誤で乗り越えてみたい、その手応えのある、やりがいのある人生を、地方でやれば、都会よりもはるかに築きやすいというふうには思っております。だから、そういう意味で、若い人たちも、都会でのしんどさもあるんでしょうし、しんどさから逃れるだけではなくてですね、そういう、こう、自分の手で人生を切り開いていく、そういう、こう、可能性、昔の大海洋時代のあの海の彼方に目指していくっていうわけじゃ、そこまでのことじゃないかもしれ

ませんが、自分の人生をここで自分の手で切り開こうというふうな、そういう、そんなに大げさじゃなくてもですね、ここで暮らしを立てていくんだっていうふうな思いを持っておられる方も多いと思うので、ぜひ、そういう、こう、自分で決めて自分でトライしてっていうふうな、その手応えというか、そのやりがいみたいなのところをですね、ぜひ生かして、若い人たちには頑張ってもらって、その貢献していただく、自分の人生も切り開きつつ、また、地域にもね、いい刺激を与えていただけたらうれしいなど、そんなふうに思います。

○ 8 番 (大原 孝芳) 今の問題で、あと、ちょっとあれしているんですが、例えば、国の今の中では、例えば、もし、そういった非常に人口が縮小しちゃったところについては、例えば、連携中枢都市圏とかですね、それから定住自立圏とかですね、そういう、何か、こう、担保するようなこともやっているんですが、これ、非常に、こうなったらこうしよう、どんどんどんどんですね、機械的にですね、例えば、どっちかっていうとだめなところは見捨てていこうみたいなね、そんなようなところも見えます。また、道州制の問題もですね、全然、すべてはあになったわけじゃないので、非常に、どんな手を打ってくるかわからないんですが、私は、今、村長が心強いんですが、やっぱり、この村としてですね、ちゃんと生きていくと、そういった気持ちをね、行政の皆さんも、私たちも、住民の皆さんも持っていていただくことがね、非常に、これからの結果につながっていくんじゃないかなというような気持ちで、この質問については終わります。

続きましてPFI事業について質問したいと思います。

PFIについては、今回の地方創生の中でも、内閣府のほうからも、いろいろ資料にも出ているんですが、地方創生の推進ってところで書いてあるんですが、民の知見を引き出すってところで、民間の創意工夫の最大活用ってことでうたっています。ちょっと一文読みますが、人口減少を踏まえ、民間の総意工夫（PPP・PFIなど）を生かし、公共施設のマネジメントを最適化、集約化、それから、企業における少子化克服に向けた働き方、会議などを積極的に支援しますよって、そういうことが書いてあります。PFIっていう言葉は余り聞き慣れないもんですから、普段は余り出てこないと思うんですが、ちょっと、すみません、説明だけちょっとさせていただけますが、その中に、最初にPPPっていう言葉がございまして、TPPと、ちょっと何かあれなんです、パブリック・プライベート・パートナーシップっていう、公のところと民間とを連携しましょうっていう一つの考え方があって、その中にPFIっていう考え、このPFIっていうのはプライベート・ファイナンス・イニシアティブっていう、そのイギリスからの一つの考え方だったんですが、日本でも平成11年に導入されて、また、PFI法っていうのがその後できて進んできているんですが、なかなかこれを実行している自治体っていうのは、近隣にはないように聞いています。

そうした中で、その公の仕事を民間が、先ほども湯澤議員のときにですね、ちょっと、ちらっと、それとはちょっと違うかもしれませんが、官と民の、その仕事を一緒

にするっていうことがですね、なかなか、中川村の中では、余りそのことがなかったんじゃないかなと思うんですが、そういう中で、その創生、創生法の中では、こういった推進はしているんですが、なかなか、私も県のほうに問い合わせしたんですが、県のほうでも、推進室は、田中康夫知事時代にはあったんですが、今はないそうです。ですので、県の皆さん、よくわからないって言われちゃったんです。それで、私は、もう、どうですかね、10年ぐらい前には、ある、このことについて、1回、勉強したことがあったんですが、今、村においては、その民間の力を借りるっていうことってというのは、ここにも書いたんですが、私たちがよく使う三セク、三セクって言って、第三セクターって言ってですね、例えば、これが官と民の一緒にやる、例えば、望岳荘が、最初、第三セクターでつくったってようなことであつたかもしれないけど、今の形態は違うかもしれませんが、それから、今、使っているあの指定管理者制度ですかね、これが官と民の、こういったことに、それで、PFIってというのは、たくさん官と民の、その仕事の中の一つの手法なんですけど、先に言ったPPPってというのが一番頭に、その官と民の仕事をする中にPFIあるいは指定管理者制度っていうのがあるそうなんですけど、中川村においては、その指定管理者制度を導入してきた中で、例えば、最初から、例えばハード、物をつくる時にですね、最初から指定管理者制度にしようって言ってやっているものはなかったと思うんですね。例えば、今、指定管理者制度で行っている、例えば望岳荘も、今もそうですし、また、幾つかありますよね、つくっちゃオがあったり、それから美術館があったり、それで四徳の温泉、そういったものがいろいろ多々あるんですが、どっちかっていうと、行政が箱物をつくって、だんだん、ちょっとしんどく——失礼な言い方かもしれませんが、ちょっと、どうも経費がね、かかり過ぎると、そういう中で、もうちょい、経費削減のためにね、民間にお願いしてやったほうが得じゃないかっていうような、どっちかっていうと消極的な、そういう民の使い方っていうふうに私は捉えていました。ですので、このPFIってというのは、例えば、PFIでなくてもいいんですが、官と民と一緒に仕事するっていうことがですね、中川村の中で当初から計画されてやるっていう事業は望岳荘かなっていうふうに私は思うんですが、あとものは、後で、その指定管理者制度がついてきたかのように思うんですが、今のこう、これからは、いろんな事業が計画されていく中なんですけど、今の1番の問題として、充足しているかって書いたんですが、今の現状の中で、その指定管理者制度でですね、例えば、当然、こっちからも一般財源っていうか、持ち出しがあるわけですよ、指定者、請け負った方にも、当然、補填をしていますし、そういう中で、この制度っていうのがうまく、指定管理者制度ですか、それから望岳荘の関係も、うまくこれでいっているかどうかってところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、最初にちょっと話をさせていただきますと、PFIは、要は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスが提供できる事業で、それによりまして行政の事業コストの削減、それから、より質の高い公共サービスの提供を目指すものであります。ざっと村内の施設を

見ますと、その内容でいくと、PFIが活用できるものっていうのは、ちょっと考えられないのかなと、そんな中で、指定管理者制度自体も、これ、古くからあるものじゃないんです。途中から、そうは言っても、行政が施設の管理運営を効率的にこなすよりも指定管理にしたほうがいいものについてはこっちへ持っていこうという考えがあって、こういう制度ができて、村では、この指定管理者制度を多く活用してきている、指定管理者制度の中で村でやっているものの中には各地区の集会施設も入っているんです。ですので、これらについては、管理運営は地区のほうで負担していただいております、行政のほうでは一切払ってない、もとの建設費は行政のほうで見えています。見て、地元から、一部、負担金いただいておりますけれども、その後の管理運営については、お金は、行政側としては払っておりません。

それから、もう一つの手法があるんですけども、片桐診療所が、現在、これを使っております。地方自治法の第96条第1項第11号に議会の議決を経て長期かつ独占的な利用をすることができるというのがあって、これを使って、片桐診療所については、現在、南先生に利用していただき、診療を行っていただいているというところであります。

以上です。

○8 番 (大原 孝芳) 今、私も、診療所の件は、ちょっと、今、あれだったんですが、指定管理者制度っていうのは、確かにそうですね、途中から出てきましたよね、ですので、ただ、こういうのは、なぜかって、例えば、行政の皆さんが民とやるメリットっていうのは、非常にいろんな仕事をやっているものですから、そういうところですね、やっぱり特化した仕事についてはですね、専門的なものに任せたり、あるいは民と官がやるものですから、当然、民のほうは利益追求するものですから、お互いに、そういったところでやればコストが下がるとかですね、それから、メンテナンスについても非常に楽だ、ちょっと思ったんですが、今回、望岳荘のことについてもですね、例えば、当時、当然、こんな制度ないものですから、もし、そういうようなことがあった場合にですね、メンテナンスとかですね、そういった場合、そういうような制度が、もし、あるとすればですね、そういう、今回1億円かけるんですが、そういったところもですね、カバーできるような、もし、こういう制度の中でね、ものが起きていると、そういうところも吸収できるんじゃないかなと思ったりもしたんですが、ちょっと、ここら辺は質問とはしません。

それで、ちょっと、いろんな、今、村のほうでもですね、いろんな官と民の、そういう一緒になってやっている仕事のこともあるんですが、ちょっとPFIについて言わせていただくと、私、村長が、曾我村長になってから、1回、PFIに、何か社員、職員をね、研修に送るっていったときに1回あったように記憶しているんですが、つまり、そういう研修制度があってですね、それで、なかなか、これっていうのは、ある程度、こう、勉強しないとですね、難しいっていうよりも、制度ですので、そういう職員を派遣したことってございますよね、過去に、副村長も知っているかもしれけど、どうですか。

○村 長 記憶にないです。でも、合併しなかった直後のころについては、お金については大変どうなることやらというふうな状況だったので、そういう研究もしなくちゃいけないという意識はあったかもしれませんが、具体的に誰かを行ってもらったという記憶はないです。私自身が昔の大学の友達で銀行のやつにどういうものよというようなことで、ちょっと聞いた覚えはありますが、ただ、そういう民を入れるっていうのはいいんですけど、民っていてもいろいろあって、村内の方とか、せいぜいなところですね、何だ、上伊那森林組合だとか、そういう、こう、身内とっていいようなところに入ってもらうのか、あるいは、どっか遠くのほうだったかと思えますけど、図書館をT S U T A Y Aに任せたとかですね、そういうような話とか、もっと言うと、地下鉄を、もう民間に売りさばくんだとか、水道も民間でやってもらったらどうかとかいうような話もあったりするので、民とって、こう、私は、イメージとしては、内発的など言っているように、村民の中からそういうものが出てきて、俺たちで何か、こう、新しい創業をして、利益も生みながら、ささやかでも利益を生みながら、みんなにお給料も払って、継続的なものをつくっていかうっていうふうな形での民のあれがいいと思うんですけども、そういうどっかから大きな会社に来てもらって、もう、行政を切り分けしてっていうふうな形はどうかと、もともとやっていたのは、例えば望岳荘でも、単に金もうけのためにやっているわけでもないし、村民の福祉の場という、観光の場とあわせて福祉の場というのものもあるし、そうすると、村民の福祉の部分、じゃあ、民に任せてしまったらですね、もう、それは、そんな慈善事業じゃないんだみたいな形で切り捨てられていいのかっていうような部分もありますし、余り、その民のパワーだけに頼り過ぎると、口出しができなくなって、どんどん好きにやられてしまうっていうふうなところもあるので、その辺は、ちょっとさじ加減が必要かなと思います。

○8 番 (大原 孝芳) 当然、そういったこともありますので、いろいろ読むとですね、P F Iについても、そういったね、その住民サービスが落ちてしまうとかですね、それから、当然、お金がかかるものですから、どういうふうにな、リスクを分担、こう、分けるかとか、いろんな法律で縛りがあるんですが、私は、そのP F Iって、今回、書かせていただいたんですが、その、何ですかね、そういう、例えば、村長の考えの中に、例えば、バイオマスのことについてですね、もし、立ち上げるとしようとしたらですね、当然、専門的なものでないと立ち上がらないと思うんですよね。ですので、今、言ったように、私はね、村内のね、業者の中にもね、例えば、過去のいろいろをネットで地で見ますとね、地元の建設会社だっずっと入っていた事業もあるんですよ。道路とか、箱物も当然そうですし、ですので、まずですね、その勉強していただきたいっていうかですね、それで、私は、そのね、民間の衆にもね、商工会の皆さんにも、私、また言ってみたく思うんですが、ぜひ、こういう制度を知らないがために使っていないっていうこともね、あるんじゃないかっていうような気がします。ですので、やっぱり民の人たちがね、例えば、今、提案型でね、こういうことをしたいんだけど、さっきも村長の話じゃ、湯沢議員の話じゃないんですが、もし出てきたと

きにですね、じゃあ、こういう制度を使えばね、できるんじゃないかっていうことで
すので、制度としてはね、きちんと国としては、もう、内閣府ではね、推進している
んですよ、使ってほしいと、それから、公共事業の補助対象にもなるって書いてあ
るんですよ。今回、創生の中にもね、推進として、ちゃんと列記されている中です
ので、職員の皆さんのたちもね、ぜひ、どこかの場面でね、もし、忙しい中かもしれ
ませんが、これから、民間の、中川村の民間業者の皆さんもですね、ぜひ、ちょっと、
P F Iに限らず、その行政と一緒に仕事するっていうね、一つの、そういう何ができ
るかっていうところをですね、ぜひ、私は、学習していただいて、もし、これから、
将来ですね、そんなような、もし、公共事業があるとすればですね、ぜひ、そこら辺
を一緒になって考えていっていただくことがいいんじゃないかっていうふうに思いま
すが、ちょっと、そこら辺について、じゃあ、一言。

○総務課長

P F Iについては、総務課の財政系のほうでは詳細を承知しております。

皆さんも御承知かと思いますが、村では、施設を建設の際に、認められるものにつ
いては有利な過疎債を活用しております。御承知のとおり交付税による補填もありま
して、これは、P F Iによる民間資金の活用に比べてもはるかに有利と、要は、建設
費を民間に調達してもらって民間で建ててもらうよりは、うちが過疎債を借りて、補
助金のあれば補助金も借りていただいてやるほうが、はるかに有利ということで、ま
た、場合によると、その施設の運営自体も民間に委託するわけなんですけれども、そ
れじゃあ、中川村で、例えば文化センターなり、もしP F Iで建てたとしても、それ
じゃあ、その収入で維持管理もできるかっていうと、とってもしゃないけれどもでき
ないという中で、そういう事業コスト等も考えながら事業を実施してきております。
その点は御承知いただきたいと思います。

○8 番

(大原 孝芳) じゃあ、村のほうは、そういったことで判断していただくっていう
ことなんです、今もちょっと言ったんですが、じゃあ、中川村の……

○議 長

大原議員、終わったので手短に。

○8 番

(大原 孝芳) え？

○議 長

終わるので。

○8 番

(大原 孝芳) いいんでしょう？まだ。

ぜひ、民間のね、事業所の皆さんについても、ぜひ、そういったことをですね、何
かの機会であればですね、商工会のいろいろ会議がございますよね、そこら辺で、ま
た、ぜひ、お話でもしていただくといいかなと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 2 時 0 0 分 散会]